

北名古屋市
高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画
【骨子案】



令和8年8月
北名古屋市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	5
5 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画のポイント	6
6 日常生活圏域の設定	7
第2章 高齢者の現状	8
1 人口及び世帯の状況	8
2 被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移	12
3 受給率・給付月額の推移	16
4 地域支援事業の状況	22
5 アンケート調査結果	33
6 北名古屋市が抱える主要課題	44
第3章 基本的方向	46
1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 施策体系	50
第4章 基本計画	52
基本目標1 地域で安心して暮らせる体制の整備	52
基本目標2 介護予防と自助・自立の推進	58
基本目標3 支え合う地域社会の構築	62
基本目標4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり	66
第5章 認知症施策推進計画	69
1 計画策定の趣旨	69
2 市の現状	70
3 基本的方向	73
4 基本的な施策	74
第6章 計画対象者数の予測	83
第7章 介護保険サービス等給付の見込みと介護保険料の設定	83
第8章 介護給付適正化計画	83
第9章 計画の推進にあたって	83
資料編	83

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

第1章

我が国においては、総人口が減少に転じる中で世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。最新の「高齢社会白書」によると、全国の高齢化率は29.3%に達し、さらに65歳以上の単身高齢者も増加傾向にあります。一方で、就業状況の多様化や社会参加活動の広がりなど、元気な高齢者の活躍も顕著となっており、こうした動向を捉えた多様な支援ニーズへの対応が求められています。

これに対応するため、国の基本指針に基づき、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据えた中長期的な視野に立ち、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と地域共生社会の実現を図ってきました。具体的には、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた医療・介護連携の強化や、認知症基本法を踏まえた当事者・家族の意向を尊重する認知症施策の推進、頼れる身寄りのない高齢者等が地域で安心して暮らせるための支援体制の構築、さらにはテクノロジーの活用による介護現場の生産性向上や持続可能な介護人材の確保等の取組を推進するとともに、それらを支える人的基盤の整備を進めていく必要があります。

本市においても、こうした全国的な動向と同様に高齢社会を見据えた対応が急務となっています。最新のデータ（令和8年5月1日現在）によれば、本市の総人口は86,040人（うち男性：42,888人、女性：43,152人）、世帯数は39,539世帯となっています。推計によると、本計画開始の直前となる令和8年（2026年）における高齢化率は23.5%ですが、2040年には28.4%へと上昇し、高齢化がさらに進行することで、医療や介護の需要増加とニーズの多様化が見込まれています。

さて、本市では令和6年度（2024年度）から開始した「北名古屋市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」が、令和8年度（2026年度）をもって計画期間を終了します。これを受け、国や本市の中長期的な動向や課題を的確に捉え、新たに認知症施策推進計画を盛り込んだ「北名古屋市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」（以下「本計画」）を策定します。

本計画においては、本市がこれまで構築してきた地域包括ケアシステムの取組をより発展させ、多様化するニーズに対応した持続可能なシステムへと深化させるために、地域包括ケアシステムに関わる様々な人々から段階的に地域課題を吸い上げ、計画に反映させます。本計画に基づき地域のそれぞれの主体が計画の推進役となることで、本市に住むすべての人々が住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域共生社会の実現を目指すとともに、介護保険事業の円滑な運営と基盤整備の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格・位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条及び介護保険法第117条の規定を踏まえ、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」とを一体的に策定しており、本市における高齢者福祉施策の基本的な方針を示すものです。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）第13条第1項の規定を踏まえ、「認知症施策推進計画」として策定するものです。

第6期計画以後は、地域包括ケアシステムの実現を目指した計画と位置付けられており、そのためには段階的に構築・深化・推進する必要があることから、「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の後継計画として、考え方を引き継いで策定します。

■高齢者福祉計画

高齢者福祉に関する基本的な方向性や各種事業の内容や量の見込み、施設の整備等について定める計画です。

■介護保険事業計画

地域の高齢者の状況等を踏まえ、介護保険サービスや地域の実情に応じて実施される地域支援事業等の量の見込みや確保のための方策等について定める計画です。

■認知症施策推進計画

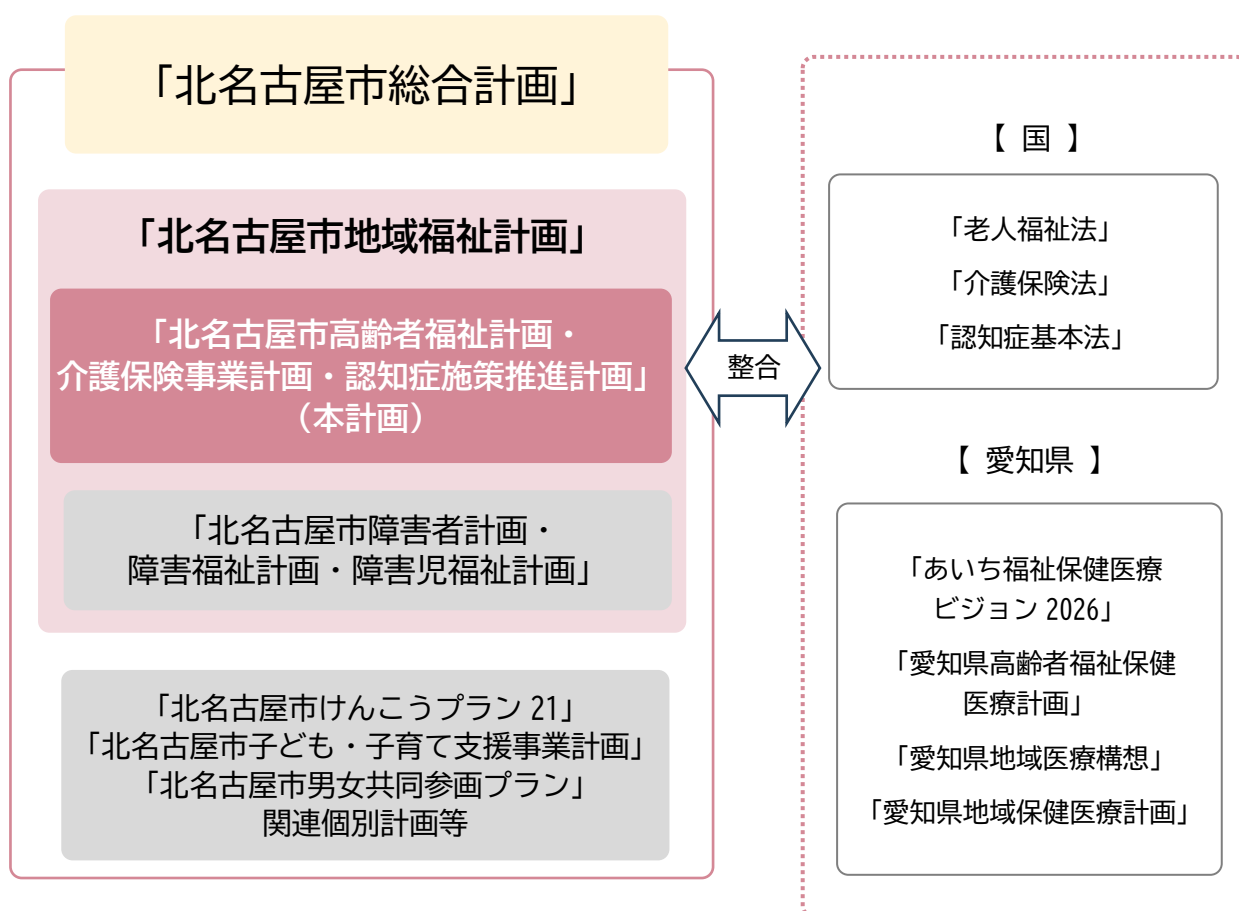
認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、認知症施策に関する基本的な方向性や各種取組について定める計画です。

(2) 関連諸計画との関係

本計画は、北名古屋市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに上位計画である「北名古屋市総合計画」や「北名古屋市地域福祉計画」と整合性を図り策定しています。

また、本市の「健康増進計画（けんこうプラン21）」をはじめ、「障害者計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、「あいち福祉保健医療ビジョン」「愛知県高齢者福祉保健医療計画」「愛知県地域保健医療計画」及び「愛知県地域医療構想」を指針として2040年を見据えた地域の医療提供体制の姿を明らかにし、地域にふさわしいバランスのとれた病床の機能の分化と連携を推進するものとします。



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、「第10期介護保険事業計画」の計画期間は令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までとなります。高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同一の計画期間となります。

また、令和22年（2040年）のサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和22年度
2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2040年度
第9期 介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画			高齢者福祉計画・ 第10期介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画 (本計画)			高齢者福祉計画・ 第11期介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画 (次期計画)			団塊の ジュニアが 65歳に
	団塊の 世代が 75歳に								
愛知県地域保健医療計画 (2024～2029年)									

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、調査による高齢者等の現状を踏まえ、市内のサービス事業者の意見や学識経験者、医療・福祉関係機関等からの意見聴収、市民に対してはパブリックコメントの実施等、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、国・県の関連計画及び市関連計画との整合性を図るなどして、以下の体制と方法で策定を行います。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の福祉行政を総合的に審議する機関であり、学識経験者、市内の医療・福祉関係機関等から構成される策定委員会と地域包括ケアシステムの推進を目的とする地域包括ケアシステム推進協議会、これらの会議において審議を行います。

(2) 計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証するとともに、その評価を行います。

② 高齢者等の現状・意向の把握

高齢者等の現状や介護保険サービス、福祉サービス等に関する意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。調査の種類は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上の在宅で生活している人）、在宅介護実態調査（在宅で要介護認定を受けている人）及び介護事業所等を対象としたアンケート調査（市内ケアマネジャー、介護事業所等）の3種類です。調査の概要は第2章に記載します。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めます。

5 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画のポイント

1. 計画策定の背景と地域共生社会の深化

わが国では、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となった「2025年問題」を経て、現在は高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する「2040年問題」への転換期に立たされています。人々の暮らしが多様化し、8050問題やヤングケアラー、孤立化といった複雑・複合化した課題が顕在化する中、令和3年の社会福祉法改正から続く「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、これまでの「基盤整備」の段階から「実践と定着」の段階へと移行しています。

2. 全世代対応型社会保障制度への対応

令和6（2024）年4月に施行された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、既存の支援体制をさらに発展させ、高齢者のみならず、子ども、障害者、困窮者など、地域の全住民が支え合い、健やかに暮らせる包括的な支援ネットワークの構築を加速させます。

3. 第10期計画における重点的な取り組み

本計画では、国の第10期介護保険事業計画基本指針を軸とし、以下の4点を重点的に推進します。

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をさらに柔軟なものへと深化させ、通いの場の充実や多様な主体による生活支援の輪を広げます。

○ サービス基盤と人的基盤の持続可能性の確保

生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足を克服するため、介護DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化を図るとともに、外国人材の受入れ支援や介護助手の活用など、多様な人的基盤の整備を強力に進めます。

○ 認知症施策の推進と共生社会の実現

認知症基本法および「新しい認知症観」に基づき、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らし続けられる共生社会の構築を目指します。

○ 包括的相談支援体制と権利擁護の強化

地域包括支援センター等による適切な相談支援や積極的なアウトリーチ、頼れる身寄りのない高齢者等への支援・早期発見に努めます。

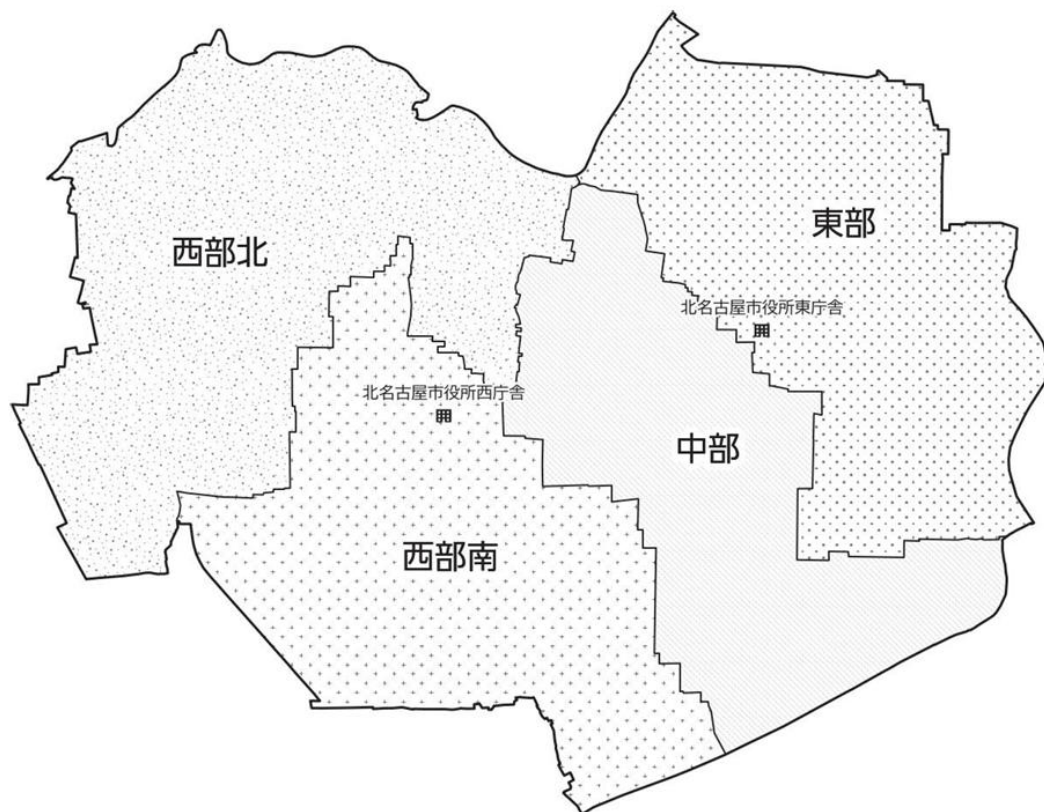
4. 2040年を見据えた地域づくり

本計画は、2040年という長期的展望の中間に位置する重要な計画です。本市においても、人口動態の変化を的確に予測し、持続可能で全世代が安心感を持って生活できる地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、住民・行政・事業者が一体となった地域づくりを推進します。

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

本市では、「西部北」「西部南」「中部」「東部」の4圏域を「日常生活圏域」として設定し、圏域ごとに、サービスの基盤整備を行い、継続的な地域包括ケアシステムの整備に努めていきます。



高齢者の現状

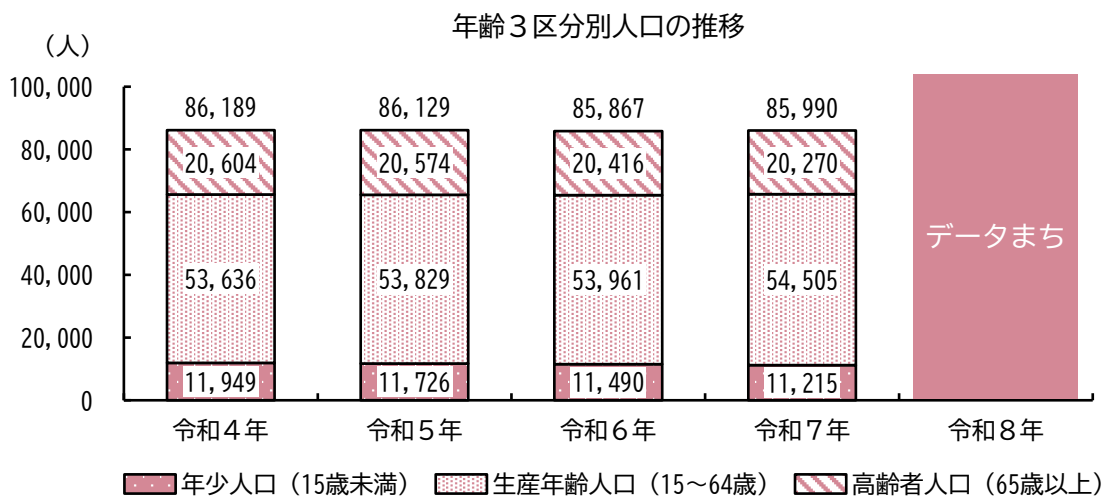
1 人口及び世帯の状況

第2章

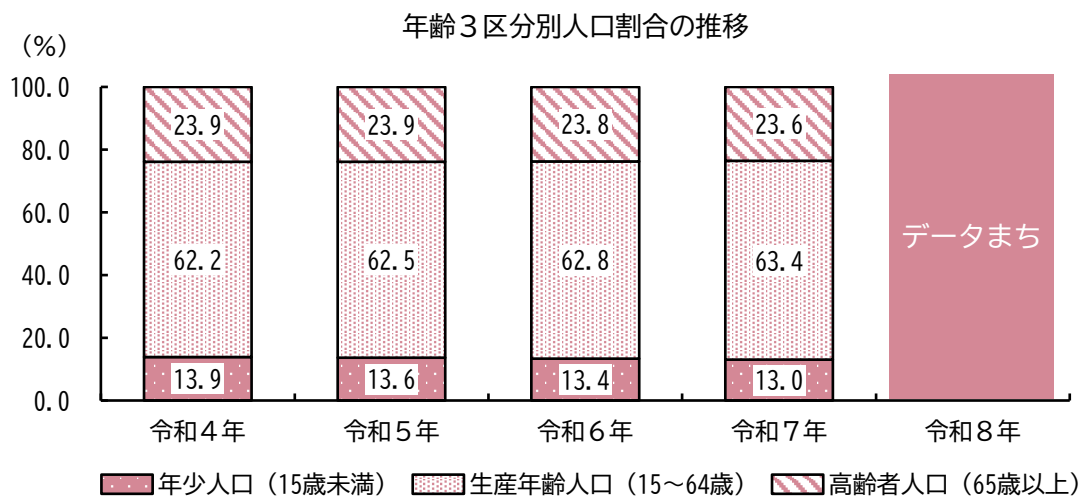
(1) 年齢別人口

本市の総人口は横ばい傾向となっており、令和5年（2023年）には86,129人になっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳の人口）は増加傾向、高齢者人口（65歳以上）ほぼ横ばいで推移しています。



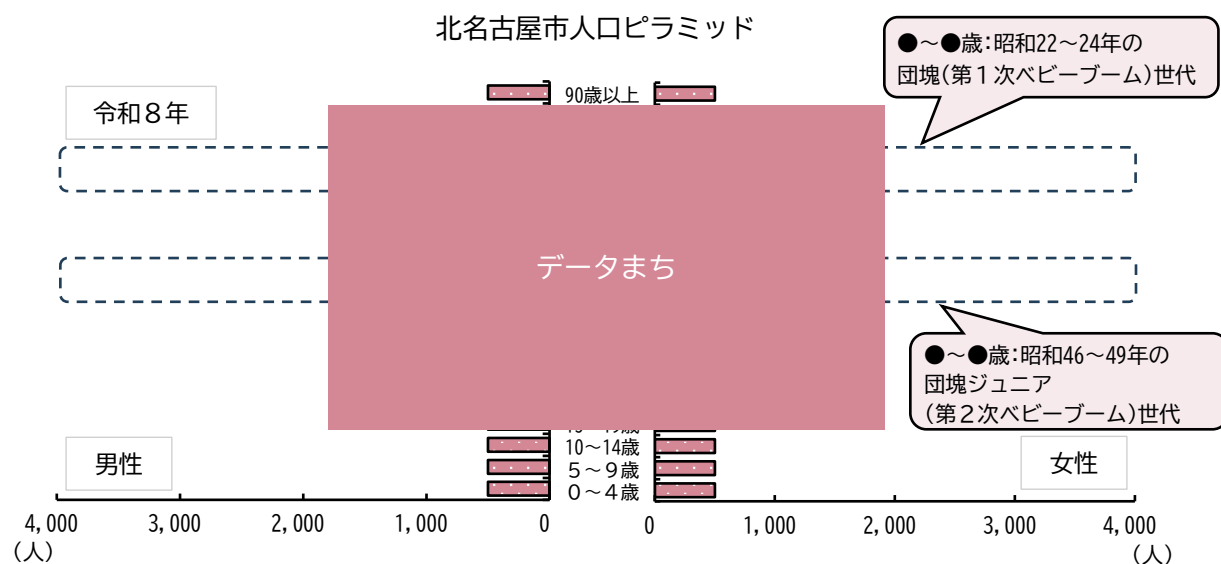
資料：住民基本台帳（各年10月1日）



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 人口ピラミッド

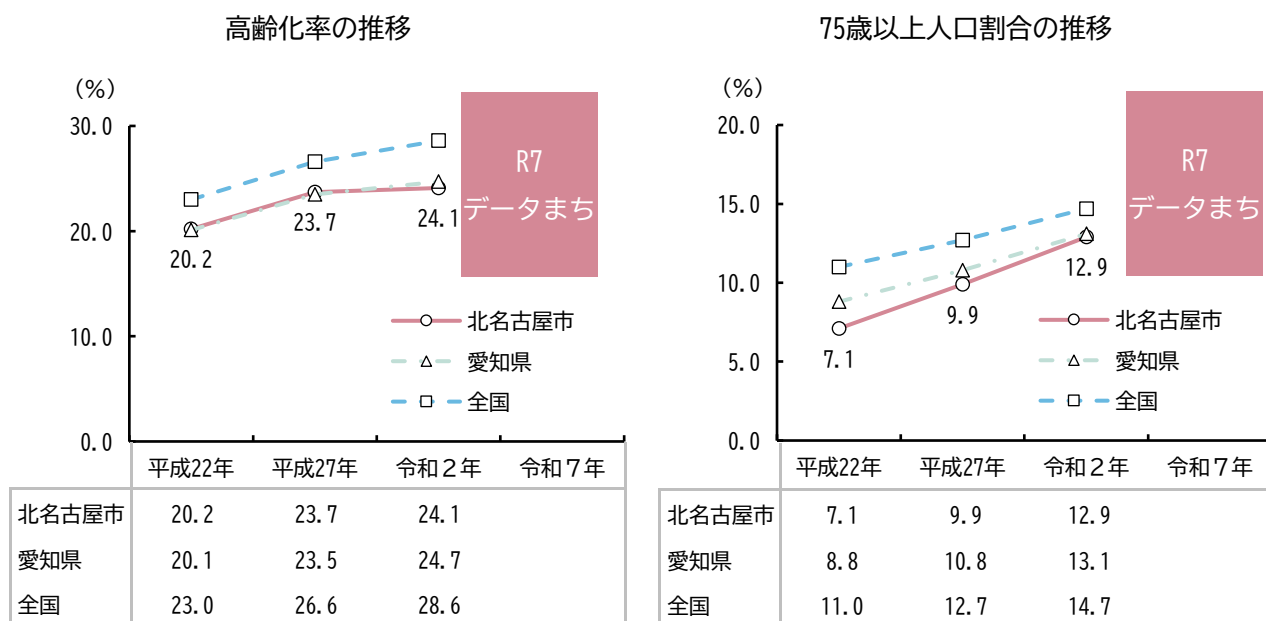
本市の人口について年齢別にみると、45歳～54歳の人口が多くなっているため、今後も65歳～74歳の前期高齢者の人口は増加することが見込まれます。



(3) 高齢化率

本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は平成27年（2015年）以降横ばい傾向で、令和2年（2020年）には24.1%と国・県をともに下回っています。

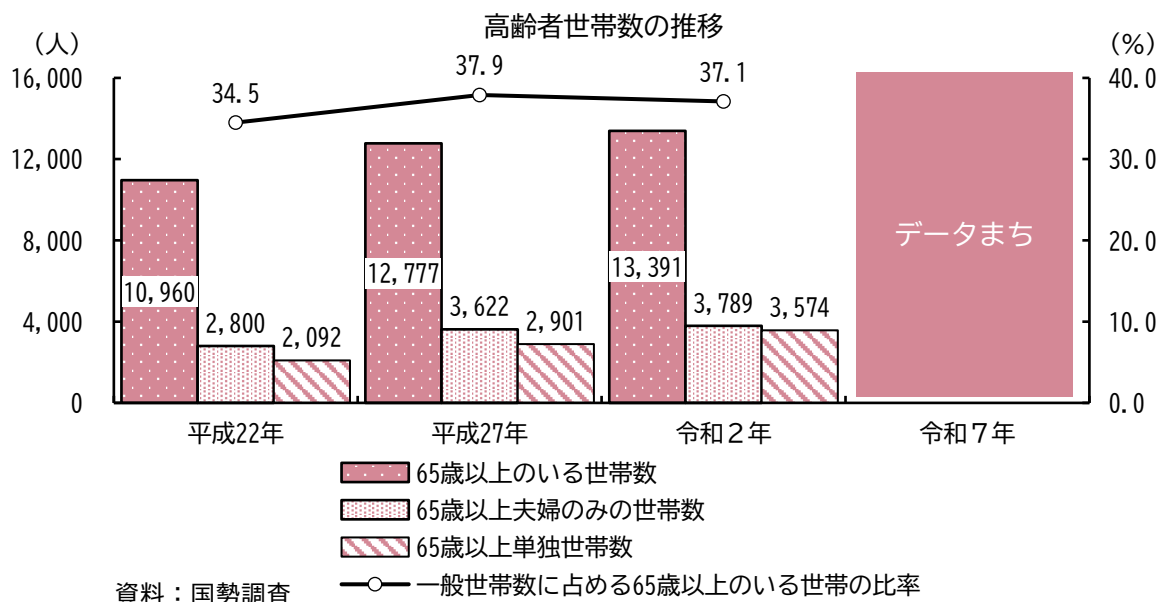
一方、75歳以上人口の割合については、国・県をともに下回っていますが、増加傾向となっており、令和2年（2020年）には12.9%と1割を上回っています。



(4) 高齢者世帯数

本市の一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率は平成27年（2015年）以降横ばい傾向となっています。

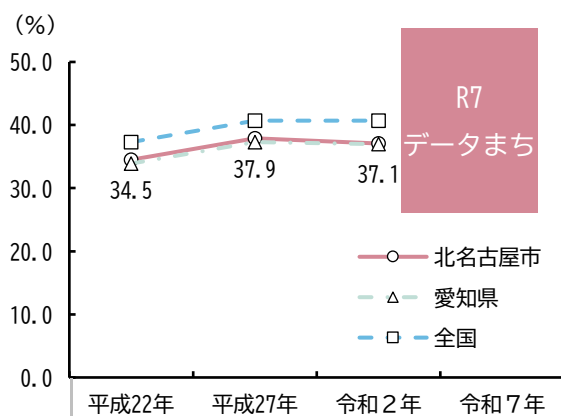
一方、65歳以上単独世帯数は増加幅が大きく、令和2年（2020年）には、65歳以上夫婦のみの世帯数のみの世帯数に迫る数値となっています。



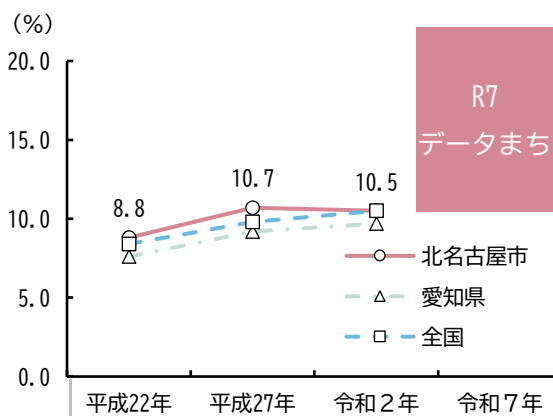
(5) 高齢者世帯の割合

本市における高齢者世帯の割合は、国を下回っていますが、県は上回って推移しています。また、平成22年（2010年）以降は概ね、高齢者夫婦のみの世帯の割合は、国・県をともに上回り、高齢者単独世帯の割合は、国、県をともに下回っています。

高齢者のいる世帯の割合の推移

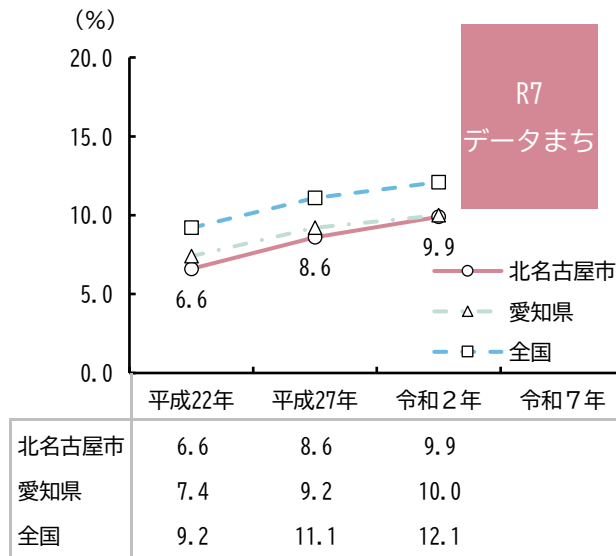


高齢者夫婦のみ世帯の割合の推移



資料：国勢調査

高齢者単独世帯の割合の推移

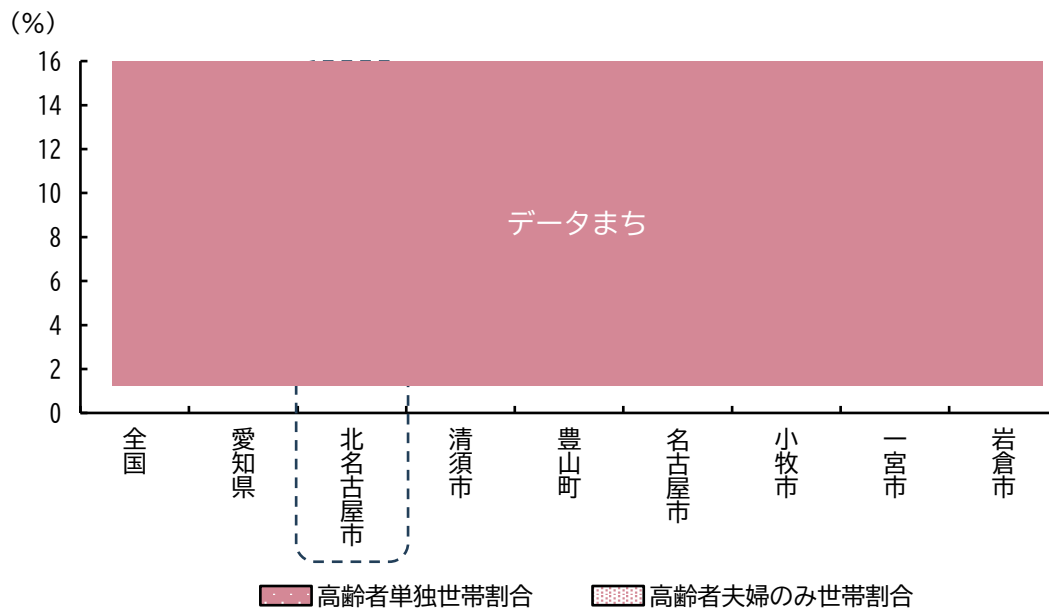


資料：国勢調査

(6) 高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみ世帯の割合（近隣市町比較）

本市における高齢者単独世帯割合（9.9%）は、近隣市町と比較すると4番目となり中央に位置しています。一方、高齢者夫婦のみ世帯割合（10.5%）は、一宮市・小牧市に次いで3番目と高くなっています。

高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみ世帯の割合（令和7年10月1日時点）



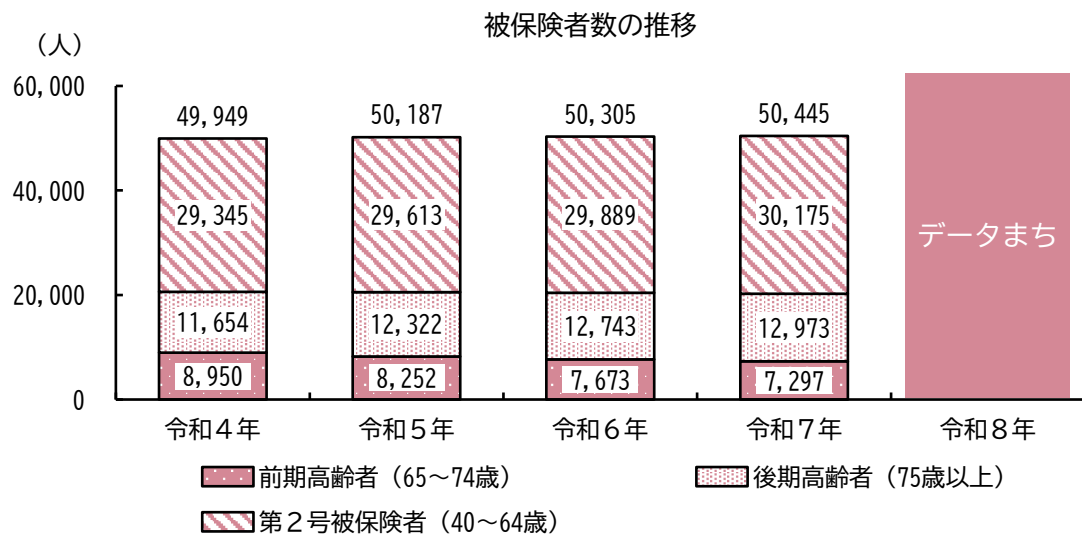
資料：国勢調査

2 被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移

(1) 被保険者数の推移

本市の被保険者数は、増加傾向にあり、令和5年（2023年）では全体で50,187人となっています。

第1号被保険者は20,574人となっており、その内訳は前期高齢者で8,252人、後期高齢者で12,322人と、前期高齢者より後期高齢者が多くなっています。第2号被保険者数は29,613人となっています。



被保険者数の推移

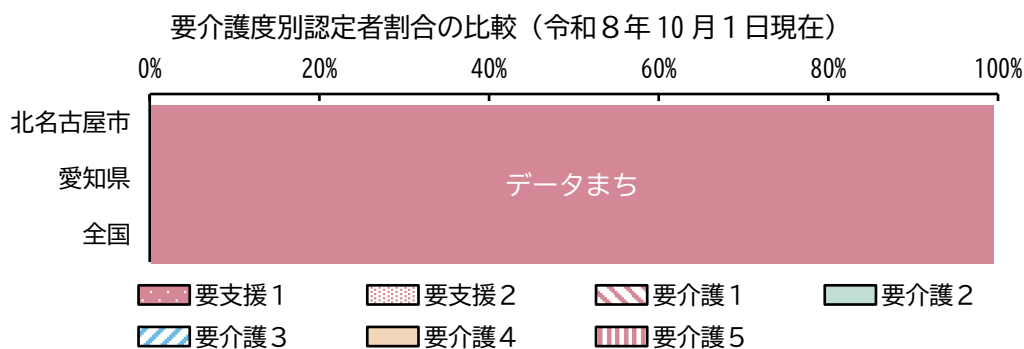
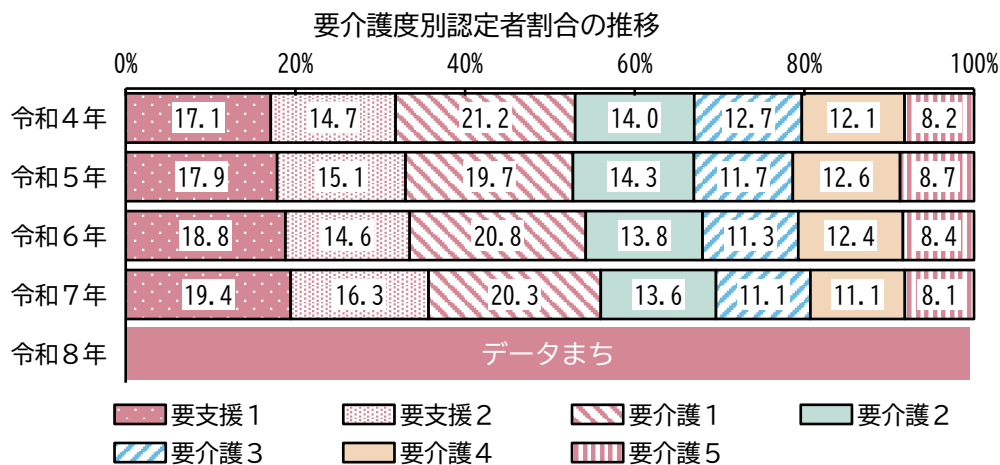
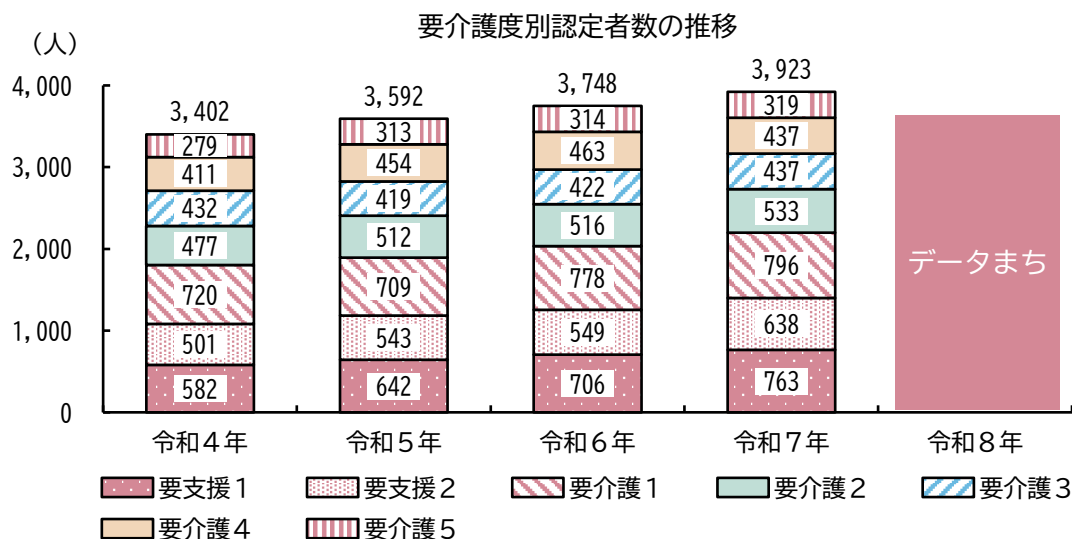
単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
第1号被保険者 (65歳以上)	20,604	20,574	20,416	20,270	データまち
前期高齢者 (65~74歳)	8,950	8,252	7,673	7,297	
後期高齢者 (75歳以上)	11,654	12,322	12,743	12,973	
第2号被保険者 (40~64歳)	29,345	29,613	29,889	30,175	
被保険者数合計	49,949	50,187	50,305	50,445	

資料：第1号被保険者数は介護保健事業状況報告、第2号被保険者数は住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 認定者数の推移

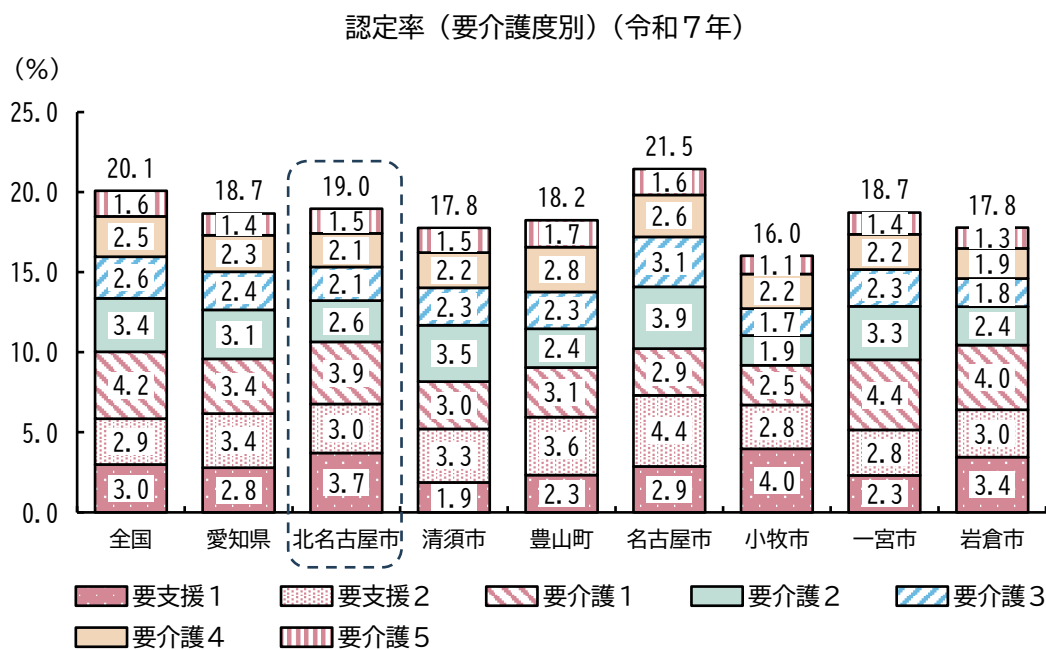
本市の要支援・要介護の認定者数は、増加傾向となっています。認定者数の割合では、要介護1・2・3の割合が減少し、要支援1・2の割合が増加傾向となっています。要介護度別認定者割合を国・県と比較すると、本市では要支援1の割合が高く、要介護2・3の割合が低くなっています。



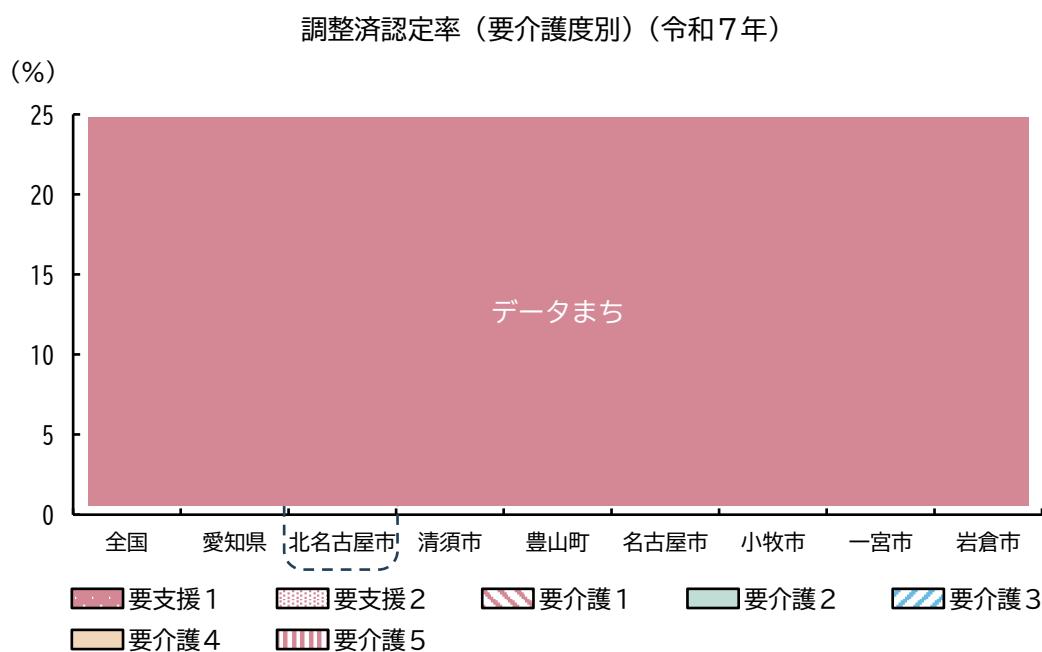
(3) 認定率

本市の認定率は19.0%であり、県（18.7%）を上回り、近隣市町と比較しても、7市町の中で2番目と高くなっています。

調整済認定率（認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外して算出した認定率）は17.6%で、国（19.0%）と県（18.3%）を下回り、近隣市町と比較しても、7市町の中で6番目と低くなっています。



資料：介護保険事業状況報告 月報



資料：介護保険事業状況報告 月報及び住民基本台帳人口・世帯数

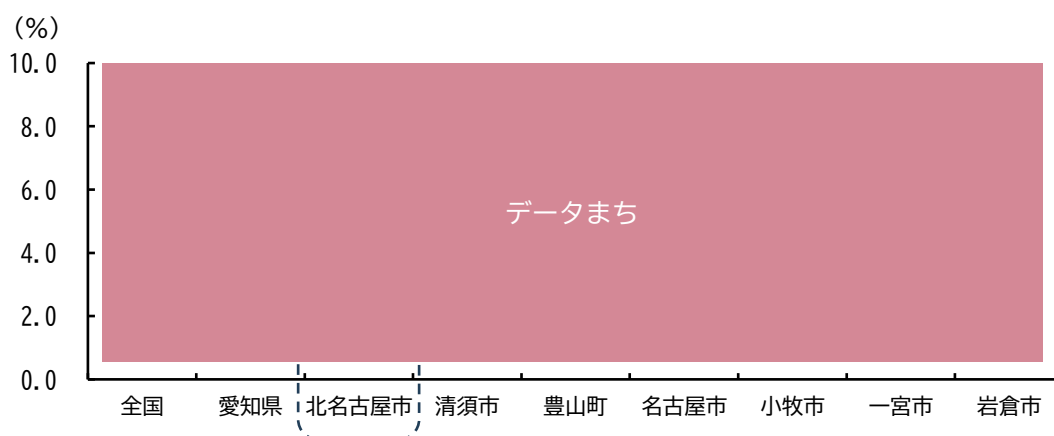
(4) 調整済重度・軽度認定率

本市における調整済重度認定率（要介護3～5）は6.0%で、国（6.5%）、県（6.1%）を下回り、近隣市町と比較しても、7市町の中で4番目となっています。

調整済軽度認定率（要支援1～要介護2）は11.6%で、国（12.5%）、県（12.1%）を下回り、調整済重度認定率同様、近隣市町と比較しても、7市町の中で4番目となっています。

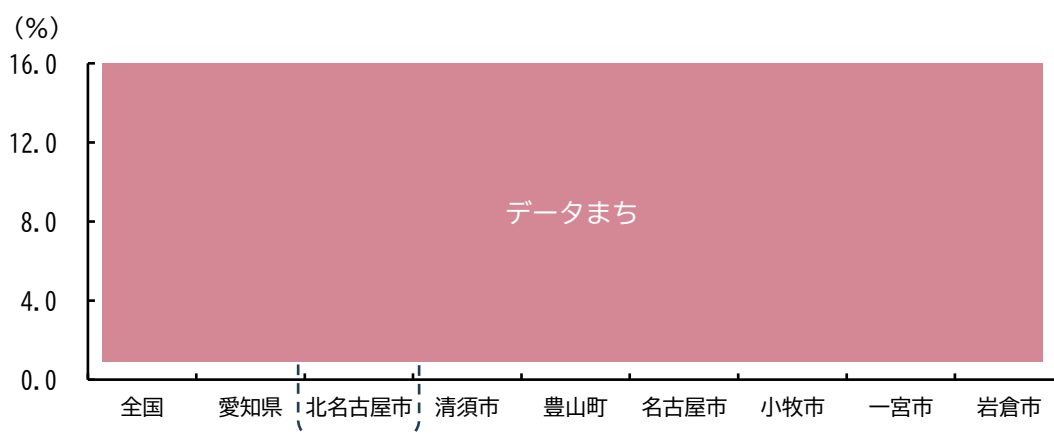
現状として、重度認定率、軽度認定率ともに、近隣市町と比較しても中央の位置となっていますが、より認定率を抑制させるためにも、介護予防・重度化防止の取組のさらなる強化が必要になります。

調整済重度認定率（令和7年）



資料：介護保険事業状況報告 月報及び住民基本台帳人口・世帯数

調整済軽度認定率（令和7年）



資料：介護保険事業状況報告 月報及び住民基本台帳人口・世帯数

3 受給率・給付月額の推移

(1) 受給率

本市の施設サービスの受給率は2.4%であり、国（2.8%）を下回り、県（2.4%）と同率となっています。近隣市町との比較では、7市町の中で4番目となっています。

居住系サービスの受給率は1.3%であり、国（1.3%）と同率となっており、県（1.1%）を上回っています。近隣市町との比較では、7市町の中で名古屋市に次いで2番目と高くなっています。

在宅サービスの受給率は8.7%であり、国（10.4%）、県（9.9%）を下回っています。近隣市町との比較では、7市町の中で6番目と低くなっています。



資料：介護保険事業状況報告 月報

受給率（居住系サービス）（令和7年）



資料：介護保険事業状況報告 月報

受給率（在宅サービス）（令和7年）



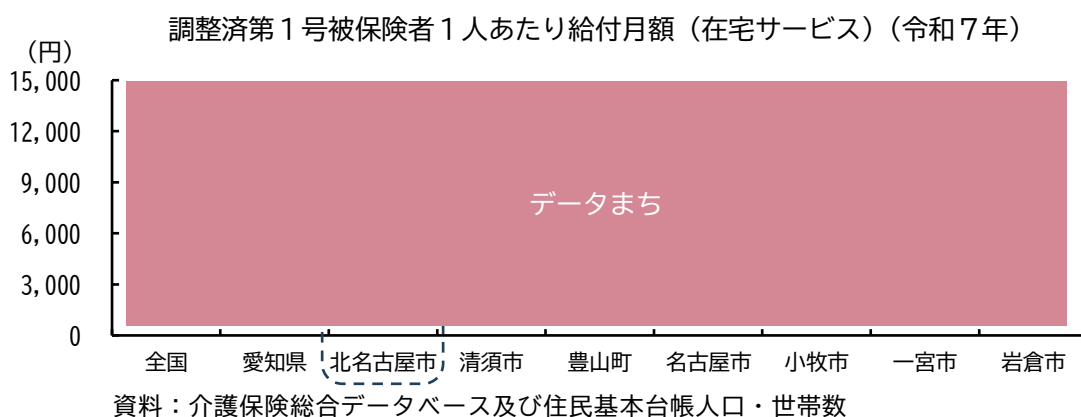
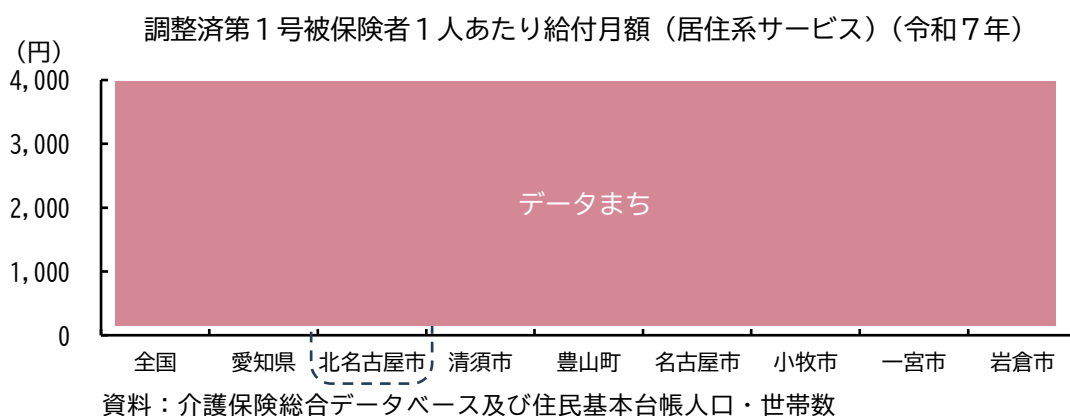
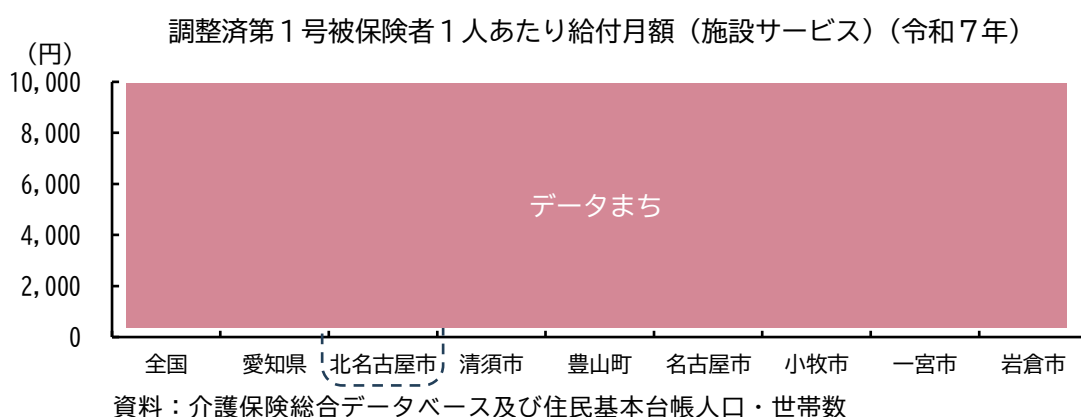
資料：介護保険事業状況報告 月報

(2) 給付月額

本市の調整済第1号被保険者1人あたり給付月額（施設サービス）は5,656円であり、国（7,318円）と県（6,772円）を下回っており、近隣市町との比較では、7市町の中で6番目と低くなっています。

一方、調整済第1号被保険者1人あたり給付月額（居住系サービス）は2,999円であり、国（2,609円）と県（2,301円）を上回っています。近隣市町との比較では、7市町の中で2番目と高くなっています。

調整済第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）は9,510円であり、国（10,756円）と県（10,794円）を下回っています。近隣市町との比較では、7市町の中で6番目と低くなっています。



(3) 第9期計画におけるサービス別給付費の実績

○介護予防給付費

令和6年度(2024年度)・令和7年度(2025年度)ともに介護予防給付費は計画値を下回っています。

サービス別にみると2か年ともに計画比が100%を超えているものは、「介護予防訪問入浴介護」、「介護予防訪問看護」、「介護予防福祉用具購入費」となっています。

介護予防給付の計画値と実績値

単位：千円

事業名	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
【居宅サービス】						
介護予防訪問入浴介護	1,080	1,731	160.2%	1,081	1,244	115.1%
介護予防訪問看護	23,692	26,366	111.3%	24,163	30,631	126.8%
介護予防訪問リハビリテーション	1,162	630	54.2%	1,163	23	2.0%
介護予防居宅療養管理指導	8,446	8,022	95.0%	9,621	9,782	101.7%
介護予防通所リハビリテーション	88,072	79,953	90.8%	94,726	83,989	88.7%
介護予防短期入所生活介護	3,913	2,231	57.0%	4,468	1,625	36.4%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	-	0	59	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	42,510	40,763	95.9%	44,438	47,051	105.9%
介護予防福祉用具購入費	2,343	3,251	138.8%	2,665	4,426	166.1%
介護予防住宅改修費	14,182	13,345	94.1%	14,340	16,787	117.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	33,174	20,925	63.1%	39,183	27,334	69.8%
介護予防支援	35,231	34,144	96.9%	35,420	38,409	108.4%
居宅サービス小計	253,805	231,363	91.2%	271,268	261,360	96.3%
【地域密着型サービス】						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,750	4,400	92.6%	5,487	4,201	76.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0	0	-	0	0	-
地域密着型サービス小計	4,750	4,400	92.6%	5,487	4,201	76.6%
介護予防給付費合計	258,555	235,764	91.2%	276,755	265,560	96.0%

資料：「北名古屋市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び、
厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

○介護給付費

介護給付費は、令和6年度（2024年度）は計画値を上回っていますが、令和7年度（2025年度）は下回っています。

区分別にみると、居宅サービスは令和6年度に計画値を下回り令和7年度に上回っています。

地域密着型サービスは2か年ともに計画値を上回っており、施設サービスは令和6年度に上回り令和7年度に下回っています。

計画比が2か年ともに100%を超えているサービスを種類別でみると、居宅サービスでは、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」となっています。

地域密着型サービスでは、「地域密着型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」となっており、施設サービスでは、「介護老人保健施設」、「介護医療院」となっています。

介護給付の計画値と実績値

単位：千円

事業名	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
【居宅サービス】						
訪問介護	579,183	589,715	101.8%	629,947	670,488	106.4%
訪問入浴介護	41,361	32,714	79.1%	44,506	34,852	78.3%
訪問看護	166,542	175,563	105.4%	173,388	192,406	111.0%
訪問リハビリテーション	9,062	5,997	66.2%	6,500	6,082	93.6%
居宅療養管理指導	109,865	113,499	103.3%	115,621	126,010	109.0%
通所介護	551,637	592,073	107.3%	554,860	634,131	114.3%
通所リハビリテーション	304,673	279,258	91.7%	315,410	287,155	91.0%
短期入所生活介護	297,859	298,522	100.2%	306,244	292,082	95.4%
短期入所療養介護（老健）	1,021	660	64.7%	1,022	2,267	221.8%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	#DIV/0!
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-	0	0	#DIV/0!
福祉用具貸与	150,980	159,535	105.7%	155,101	174,209	112.3%
福祉用具購入費	6,898	5,273	76.4%	7,420	6,345	85.5%
住宅改修費	14,448	12,618	87.3%	15,115	13,839	91.6%
特定施設入居者生活介護	425,697	354,583	83.3%	451,122	330,610	73.3%
居宅介護支援	263,777	270,619	102.6%	269,929	295,457	109.5%
居宅サービス小計	2,923,003	2,890,628	98.9%	3,046,185	3,065,933	100.6%

資料：「北名古屋市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び、厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

介護給付の計画値と実績値

単位：千円

事業名	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
【地域密着型サービス】						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	9,184	-	0	13,331	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	48,358	49,723	102.8%	50,440	58,259	115.5%
認知症対応型通所介護	0	752	-	0	1,700	-
小規模多機能型居宅介護	74,937	88,422	118.0%	80,254	82,930	103.3%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	274,612	291,733	106.2%	280,951	289,910	103.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	25,823	27,594	106.9%	25,855	23,813	92.1%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	29,812	0	0.0%
地域密着型サービス小計	423,730	467,407	110.3%	467,312	469,943	100.6%
【施設サービス】						
介護老人福祉施設(特養)	1,053,574	1,036,132	98.3%	1,093,594	1,018,375	93.1%
介護老人保健施設(老健)	574,359	592,843	103.2%	586,186	590,302	100.7%
介護医療院	108,932	124,765	114.5%	109,763	125,709	114.5%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-
施設サービス小計	1,736,865	1,753,741	101.0%	1,789,543	1,734,386	96.9%
介護給付費合計	5,083,598	5,111,776	102.8%	5,306,040	5,270,262	99.3%

資料：「北名古屋市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び、
厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

4 地域支援事業の状況

地域支援事業は、国、都道府県、市町村、介護保険料からの財源をもとに、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援者等に対し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的に、要介護状態の悪化防止や自立した日常生活の支援等の多様なニーズに対応するためのサービスを提供しています。

■介護予防・生活支援サービス事業内容

事業名	内容
訪問型サービス (従来型)	事業所のヘルパー等が家庭を訪問し、利用者の生活機能の維持・向上を図るため、入浴、排泄、食事の介助等（身体介護）や家事サービス（生活支援）を提供する。
訪問型サービスA (基準緩和型)	民間事業所等に所属する一定の研修を受けた者が家庭を訪問して、家事サービス（生活支援）を提供する。
訪問型サービスB (市民主体によるサービス)	シルバー人材センターの会員等が訪問して、簡易な家事サービス（生活支援）を提供する。
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	リハビリテーション専門職が、居宅での相談指導等を行う。（令和5年度から開始）
通所型サービス (従来型)	デイサービスセンター等において、入浴や食事等日常生活上の支援の他、自宅までの送迎サービスを提供する。
通所型サービスA (基準緩和型)	人員配置要件を軽減し、通所時間を半日に短縮したデイサービスセンター等において、自立した生活を目指し、介護予防プログラム（口腔・運動・栄養）を提供する。
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者、要支援1、2の人のケアマネジメントを行う。

■介護予防・生活支援サービス事業の計画値と実績値

事業名		令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
訪問型サービス (従来型)	事業所数(箇所)	32	27	84.4%	32	20	62.5%
	実利用者数(人)	124	133	107.3%	126	151	119.8%
訪問型サービスA (基準緩和型)	事業所数(箇所)	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	実利用者数(人)	45	30	66.7%	48	22	45.8%
訪問型サービスB (市民主体によるサービス)	事業所数(箇所)	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	実利用者数(人)	15	5	33.3%	15	4	26.7%
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	事業所数(箇所)	3	2	66.6%	3	2	66.6%
	実利用者数(人)	16	2	12.5%	16	4	25.0%
通所型サービス (従来型)	事業所数(箇所)	35	30	85.7%	35	26	74.3%
	実利用者数(人)	175	220	125.7%	177	247	139.5%
通所型サービスA (基準緩和型)	事業所数(箇所)	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	実利用者数(人)	12	6	50.0%	14	3	21.4%

【一般介護予防事業】

すべての高齢者を対象として、心身の健康保持や社会的孤立の解消、社会参加の推進を図り、生きがい・役割を持った活動的な生活を支援することを目的に、各種事業を実施しています。

下記には、市が実施している事業を掲載しており、通いの場づくり、人材育成、回想法等に関する内容となっています。日常生活圏域における市民対象の介護予防教室や相談等は、地域包括支援センターにおいて実施しています。

なお、通いの場の取組を推進するにあたり、厚生労働省においては、令和7年（2025年）までに通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、通いの場の取組を推進していくことを求めています。

■一般介護予防事業内容

事業名		内容	
介護予防普及啓発事業	運動指導者派遣	運動指導員を派遣し、地域にて、講座を実施した後、地域の担い手による通いの場を創出します。	
	コグニサイズボランティア養成	認知症予防のための運動と認知課題を組み合わせた体操を体験し、ボランティアとして市内で活動できる人を育成します。隔年実施。	
	啓発物の配布等	福祉ガイドブックを配布します。	
	回想法事業	回想法スクール	地域の会場で回想法スクールを開催しています。1クールは男性専科を開催し、男性の参加を推進します。
		いきいき隊地域活動	回想法スクール卒業生の会「いきいき隊」のグループ活動や合同会活動、異世代交流等の地域活動を支援します。
		お話ひろば	東西各1か所で自由に来館でき、回想法を実施する会を開催します。
オープン講座		手芸や思い出の歌、体操、勉強会、習字等を実施します。	
地域介護支援事業	サロンボランティア養成講座	高齢者ふれあいサロン等、地域で活動するボランティアを養成・支援します。	
	高齢者ふれあいサロン	閉じこもり予防や健康づくり、仲間づくり等を目的とする通いの場をボランティアが開催し、手芸等の制作活動や体操、レクリエーション交流会等を行います。	

■一般介護予防事業の計画値と実績値

事業名			令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)			
			計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	
介護予防普及 及啓発事業	運動指導者派遣		実施回数（回）	4	－	－	4	2	50.0%
			参加延人数（人）	60	－	－	60	32	53.3%
	コグニサイズボラ ンティア養成 （隔年で実施）		実施回数（回）	0	－	－	2	1	50.0%
			参加延人数（人）	0	－	－	30	12	40.0%
	啓発物の配布等		ガイド作成部数（部）		14,800	－		11,500	－
	回 想 法 事 業	回想法 スクール	実施回数（回）	18	18	100.0%	18	18	100.0%
			参加延人数（人）	150	110	73.3%	150	136	90.7%
		いきいき隊 地域活動	実施回数（回）						
			参加延人数（人）						
		お話ひろば	実施回数（回）	94	97	103.2%	94	99	105.3%
			参加延人数（人）	1,080	1,148	106.3%	1,080	1,203	111.4%
		オープン講座	実施回数（回）	80	122	152.5%	80	115	143.8%
			参加延人数（人）	800	1,430	178.8%	800	1,312	164.0%
地域介護 予防活動 支援事業	サロンボランティア 養成講座		実施回数（回）	1	1	100.0%	1	1	100.0%
			参加延人数（人）	40	111	277.5%	40	12	30.0%
	高齢者ふれあい サロン		実施回数（回）	830	807	97.2%	855	797	93.2%
			参加延人数（人）	9,600	12,339	128.5%	9,800	13,412	136.9%

■通いの場の計画値と実績値

事業名	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
通いの場の参加者数（人）	470	596	126.8%	490	653	133.3%
通いの場の実施箇所数（箇所）	38	36	94.7%	40	39	97.5%
通いの場の開催延回数（回）	830	907	109.3%	855	797	93.2%

(2) 包括的支援事業

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）】

市直営方式で設置していた地域包括支援センターは、市内4圏域を2段階に分け、西地域2圏域は平成30年（2018年）7月に2事業所に、東地域2圏域は第8期期間中の令和3年（2021年）12月に2事業所に委託を行いました。委託後は、市の地域包括ケア推進室は、4つの地域包括支援センター間の連絡調整や管理を行う基幹的な位置づけとしています。

■地域包括支援センターの業務内容

業務		内容
1. 総合相談・支援業務	(1) 総合相談支援	本人、家族、近隣住民等の相談に応じ、専門的に状況を把握し、サービス・制度の情報提供や、継続的な相談支援、モニタリングを行います。
	(2) 関係者とのネットワークの構築と実態把握	医療・介護・福祉の関係者や民生委員等、地域の様々な関係者とネットワークを構築し、圏域の実態を把握します。
2. 権利擁護業務	(1) 高齢者の虐待への対応と支援	虐待を疑う事例を把握した場合は、市と連携して適切に対応します。介護支援専門員や医療・介護関係機関等と連携して、情報収集、事実確認、支援計画、モニタリングを行います。
	(2) 権利侵害の予防や対応	成年後見制度の普及啓発や、消費者被害の防止、判断能力を欠く状況にある人への支援等を行います。
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(1) 地域ケア会議の開催（個別・自立支援型）	個別地域ケア会議を関係者で開催し、困難ケース等を地域全体で支援します。 自立支援型地域ケア会議を、市と連携して開催し、多職種間のネットワークを図り、地域課題の発見や手立ての検討を行います。
	(2) 介護支援専門員の支援	地域の介護支援専門員からの支援計画作成や支援困難事例に関する相談に応じます。研修会を市と協力し開催します。
4. 介護予防ケアマネジメント事業	(1) 事業対象者、要支援1・2の人のケアマネジメント	事業対象者、要支援1・2の人に、介護予防支援計画の作成、サービス利用状況の把握、サービス利用効果の判定等、介護予防のケアマネジメントを行います。
5. 在宅医療・介護連携推進業務	(1) 各種協議会への参画	市が開催する各協議会や、尾張中部地域の多職種で構成する協議会に参画します。
	(2) 在宅医療や介護の相談	地域住民からの相談に応じます。
6. 生活支援体制整備事業	(1) 第2層日常生活圏域における生活支援体制の整備	第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心となり、担当圏域における資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング、協議体の設置等を行います。

業務		内容
7. 認知症総合支援業務	(1) 認知症初期集中支援チーム等との連携	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターと連携し、本人の思いに寄り添った支援を行います。
	(2) 介護者支援の活動	介護者のための相談や情報共有・リフレッシュの場づくりを行います。
	(3) 普及啓発活動	認知症サポーターの養成や各種イベント・講座等、市民へ情報発信を行います。
	(4) 共生の地域づくり	認知症共生社会の実現に向け、おれんじスペース登録推進、認知症カフェの開催、企業向け認知症サポーター養成、チームオレンジの育成等を行います。
	(5) 認知症地域支援推進員活動	地域包括支援センターや市に配置する認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じて支援体制を構築するための取組を行います。
8. 一般介護予防業務	(1) 介護予防が必要な人の把握と支援	閉じこもり等何らかの支援が必要な人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。
	(2) セミナー等の開催	介護予防の基礎的知識を普及啓発するために、セミナー等を開催します。

■総合相談支援業務の実績

○相談延件数（相談経路別）

年度		来所	電話	訪問	その他	合計
令和6年度 (2024年度)	(件)	1,919	9,318	2,083	664	13,984
令和7年度 (2025年度)	(件)	2,187	9,611	2,204	665	14,667

○相談延件数（相談者別）

年度		本人	家族・親族	近隣者	民生委員・児童委員	その他	合計
令和6年度 (2024年度)	(件)	3,530	3,290	232	672	6,260	13,984
令和7年度 (2025年度)	(件)	3,579	3,199	165	637	7,087	14,667

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実績

○地域ケア会議の実施

年度		個別	自立支援型
令和6年度 (2024年度)	(回)	20	2
令和7年度 (2025年度)	(回)	25	2

■介護予防ケアマネジメントの実績

○介護予防サービス計画作成件数

年度	新規	継続	合計	うち居宅介護支援事業所への委託	
	件	件	件	件	率
令和6年度 (2024年度)	340	8,695	9,035	7,380	81.7%
令和7年度 (2025年度)	437	6,926	7,363	6,194	84.1%

【包括的支援事業（社会保障充実分）】

■在宅医療・介護連携推進事業

北名古屋市の医療、介護、福祉の関係機関による地域包括ケアシステム推進協議会・在宅医療連携協議会を開催し、北名古屋市の地域課題解決を行います。

尾張中部医療圏（北名古屋市・清須市・豊山町）の医療、介護、福祉等の関係機関が、連携し日常療養の支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの場面において連携が図れるよう会議を行います。

■生活支援体制整備事業

地域の様々な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。第1層（市全域）の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は社会福祉協議会、第2層（日常生活圏域）の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は地域包括支援センターに配置し、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングといったコーディネート機能を果たすとともに、情報の共有や連携強化の場として協議体の設置に取り組みます。

■認知症総合支援事業

各地域包括支援センターと市に認知症地域支援推進員を配置し認知症施策の充実を図ります。認知症初期集中支援チームを設置し、専門職がチームとなって、本人や家族の初期支援を包括的・集中的に行い、地域包括支援センター等と情報共有し切れ目なく支援します。チームオレンジの育成、おれんじスペース登録事業、認知症ケアパスの作成等、認知症の理解を促進し、認知症バリアフリーの地域づくりを推進します。

(3) 任意事業

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、在宅での自立生活を支援するための事業を実施しているほか、高齢者の介護をしている家族の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するための事業を実施しています。

■任意事業の内容

事業名	内容
徘徊高齢者家族支援事業	徘徊のおそれがある高齢者の家族介護者に、居場所を捕捉する発信機（GPS）を貸与します。
おたがいさまねっとメール	徘徊者が発生した場合、電子メールで登録者に情報提供を呼びかけます。
介護用品支給支援事業	要介護4または5の人を在宅で介護している人を対象に、経済的負担の軽減と在宅介護の継続を支援するため、介護用品の支給を行います。
配食サービス事業	食の調達が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象に、安否確認や生活支援を目的に弁当の宅配を行います。
住宅改修支援事業	要支援・要介護認定者のうち、居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない人が住宅改修を行う際に、住宅改修の理由書作成の手数料を助成しています。
認知症サポーター養成講座	地域や職域において認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成します。
権利擁護事業	権利擁護センターでは、判断能力が不十分な認知症高齢者等が安心して生活できるよう権利擁護の普及啓発、相談、支援、成年後見制度利用促進を行います。
介護給付費等適正化事業	介護サービス利用者に介護給付費通知を年2回郵送し、給付内容の再確認等を行います。

■任意事業の計画値と実績値

事業名		令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
徘徊高齢者家族支援事業	利用延人数(人)	180	127	70.6%	180	148	82.2%
おたがいさまねっとメール	利用延人数(人)	640	657	102.7%	640	-	-
介護用品支給支援事業	利用延人数(人)	240	72	30.0%	240	62	25.8%
配食サービス事業	利用延人数(人)	1,320	869	65.8%	1,320	747	56.6%
住宅改修支援事業	利用延人数(人)	22	6	27.3%	22	2	9.1%
認知症サポーター養成講座	利用延人数(人)	900	848	94.2%	900	1,030	114.4%

■権利擁護事業の実績

内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
虐待通報件数	(件)	45	29
成年後見制度市町申立て	(件)	0	1

(4) 第9期計画における地域支援事業費の実績

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」の事業費は令和6年度（2024年度）・令和7年度（2025年度）ともに計画値を下回っていますが、種類別（事業別）でみると、2か年ともに計画比が100%を超えているものは「通所介護相当サービス」となっています。

■ 地域支援事業の計画値と実績値

単位：千円

事業名	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
【介護予防・日常生活支援総合事業】						
訪問介護相当サービス	36,678	32,130	87.6%	37,412	34,853	93.2%
訪問型サービスA	6,558	4,666	71.1%	6,689	3,284	49.1%
訪問型サービスB	1,268	136	10.7%	1,268	126	9.9%
訪問型サービスC	768	90	11.7%	768	132	17.2%
訪問型サービスD	0		--	0		-
通所介護相当サービス	66,131	74,687	112.9%	67,454	85,627	126.9%
通所型サービスA	1,778	1,289	72.5%	1,831	509	27.8%
通所型サービスB	0		-	0		-
通所型サービスC	0		-	0		-
栄養改善や見守りを目的とした配食	0		-	0		-
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0		-	0		-
その他、訪問型サービス・通所型サービスの 一体的提供等	0		-	0		-
介護予防ケアマネジメント	10,477	9,136	87.2%	10,633	9,615	90.4%
介護予防把握事業	0		-	0		-
介護予防普及啓発事業	7,144	6,653	93.1%	7,144	7,208	100.9%
地域介護予防活動支援事業	2,095	1,530	73.0%	2,095	1,666	79.5%
一般介護予防事業評価事業	0	-	-	0	-	-
地域リハビリテーション活動支援事業	0	-	-	0	-	-
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	234	227	97.0%	234	684	292.3%
介護予防・日常生活支援総合事業小計	133,131	130,544	98.1%	135,528	143,704	106.0%
【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】						
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	129,262	128,588	99.5%	129,262	126,218	97.6%
任意事業	5,814	4,706	80.9%	5,814	3,391	58.3%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び 任意事業小計	135,076	133,294	98.7%	135,076	129,609	96.0%
【包括的支援事業（社会保障充実分）】						
在宅医療・介護連携推進事業	722	614	85.0%	736	475	64.5%
生活支援体制整備事業	5,384	5,354	99.4%	5,384	11,292	209.7%
認知症初期集中支援推進事業	2,041	2,076	101.7%	2,189	2,131	97.4%
認知症地域支援・ケア向上事業	84	0	-	84	0	-
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0		-	0		-
地域ケア会議推進事業	0		-	0		-
包括的支援事業（社会保障充実分）小計	8,231	8,044	97.7%	8,393	13,898	165.6%
【地域支援事業費計】						
介護予防・日常生活支援総合事業費	133,131	130,544	98.1%	135,528	143,704	106.0%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	135,076	133,294	98.7%	135,076	129,609	96.0%
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,231	8,044		8,393	13,898	
地域支援事業費合計	276,438	271,882		278,997	287,211	

5 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第10期北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定に向けて、高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動の状況や事業所の人材確保状況、サービス提供における課題、などを把握し、市の高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者

在宅介護実態調査：在宅で要介護認定を受けている方（在宅要介護認定者）

地域包括ケア調査：ケアマネジャー・事業所の代表者・管理者、医療機関の方

③ 調査期間

令和7年11月28日～12月19日

④ 調査方法

郵送による配布・回収（インターネットによる回答を併用）

⑤ 回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率	うち、インターネット回答数	インターネット回答割合	回答不可※	有効回答数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 件	1,290 件	64.5%	79 件	6.1%	38 件	1,252 件
在宅介護実態調査	800 件	465 件	58.1%	26 件	5.6%	79 件	386 件
地域包括ケア調査	215 件	145 件	67.4%	43 件	29.7%	—	145 件

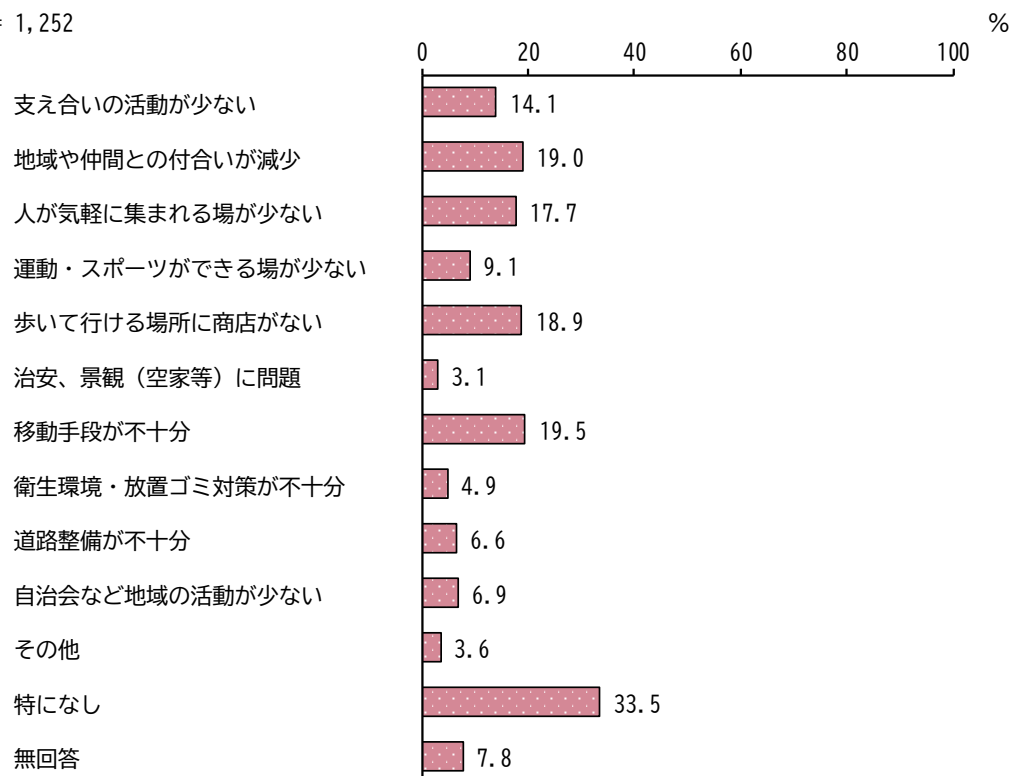
※入院、施設入所、転居、死亡等により回答が困難な状況にあったもの

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

① お住いの地域について、不十分に感じていること

「移動手段が不十分」の割合が19.5%と最も高く、次いで「地域や仲間との付き合いが減少」の割合が19.0%、「歩いて行ける場所に商店がない」の割合が18.9%となっています。

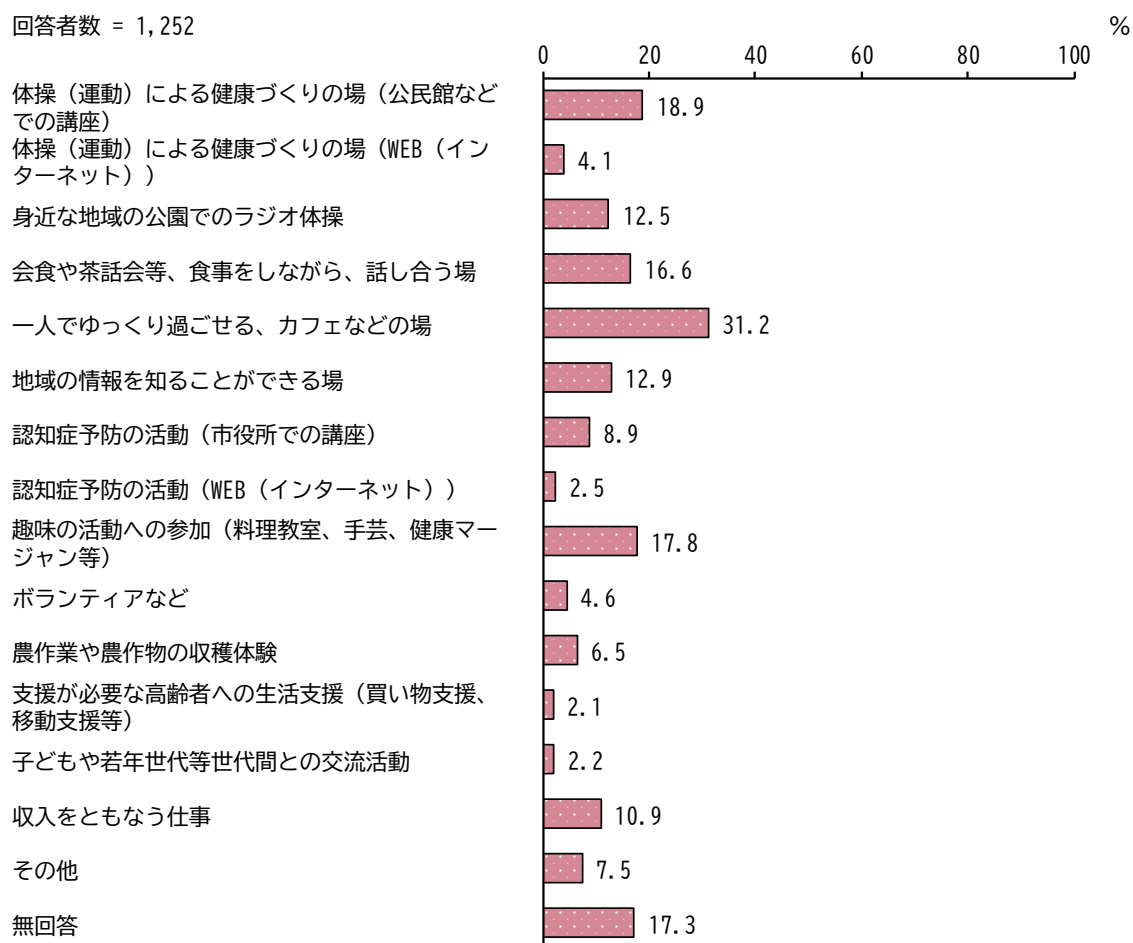
回答者数 = 1,252



② 参加したいと思う地域活動

「一人でゆっくり過ごせる、カフェなどの場」の割合が31.2%と最も高く、次いで「体操（運動）による健康づくりの場（公民館などでの講座）」の割合が18.9%、「趣味の活動への参加（料理教室、手芸、健康マージャン等）」の割合が17.8%となっています。

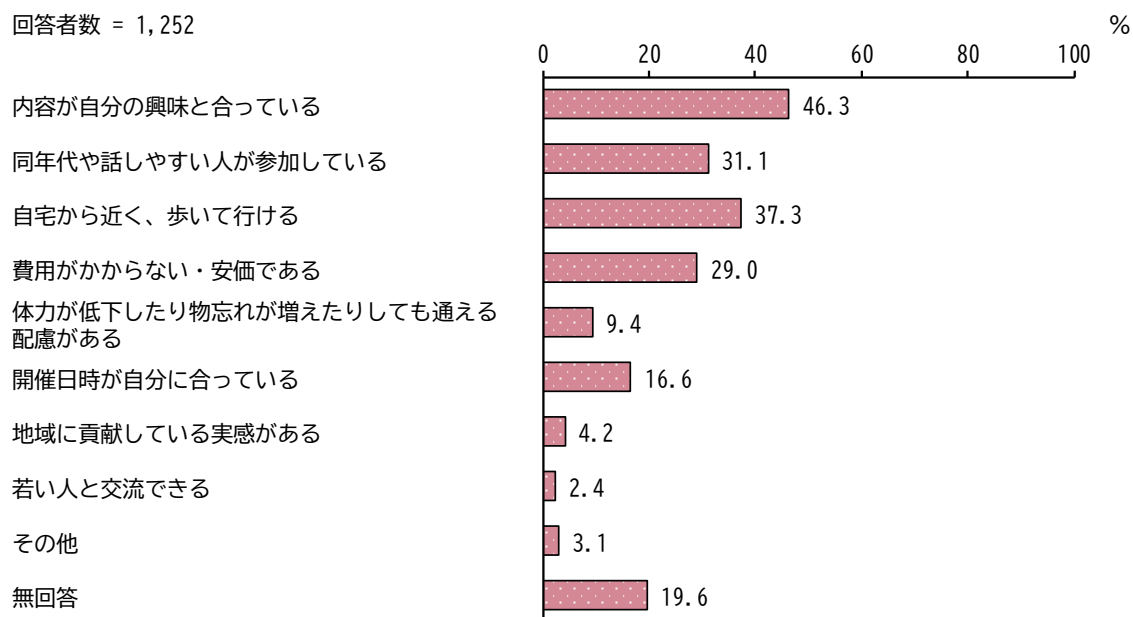
回答者数 = 1,252



③ 活動に参加する際に重視する点

「内容が自分の興味と合っている」の割合が46.3%と最も高く、次いで「自宅から近く、歩いて行ける」の割合が37.3%、「同年代や話しやすい人が参加している」の割合が31.1%となっています。

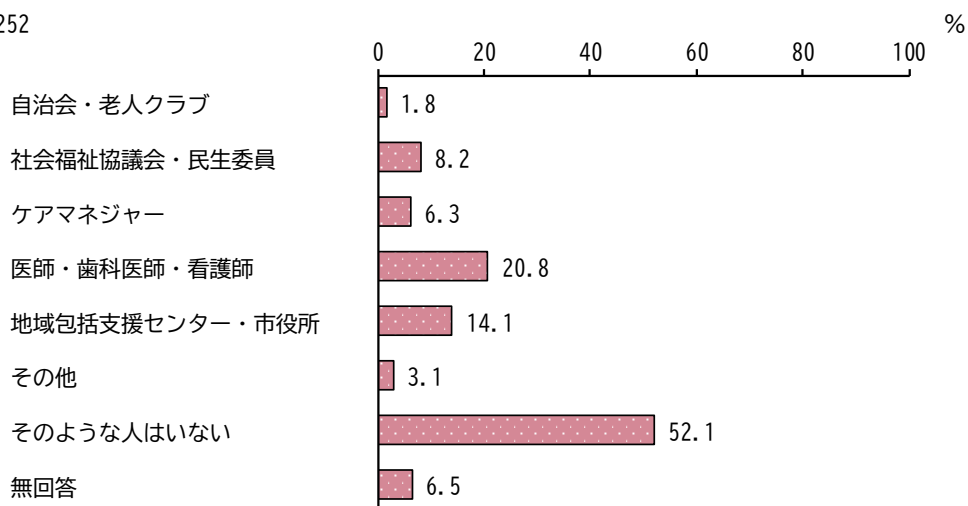
回答者数 = 1,252



④ 家族や友人・知人以外の相談相手

「医師・歯科医師・看護師」の割合が20.8%と最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」の割合が14.1%となっています。

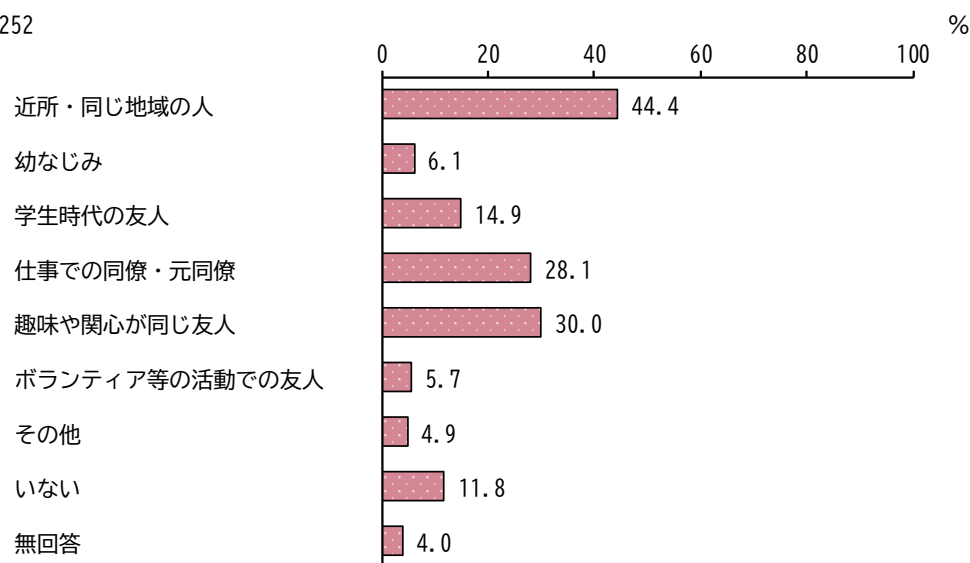
回答者数 = 1,252



⑤ よく会う友人・知人との関係性

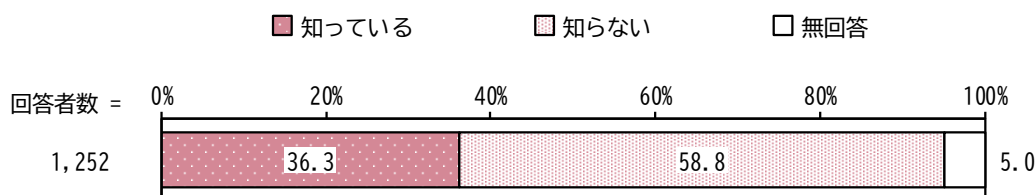
「近所・同じ地域の人」の割合が44.4%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が30.0%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が28.1%となっています。

回答者数 = 1,252



⑥ フレイルの認知度

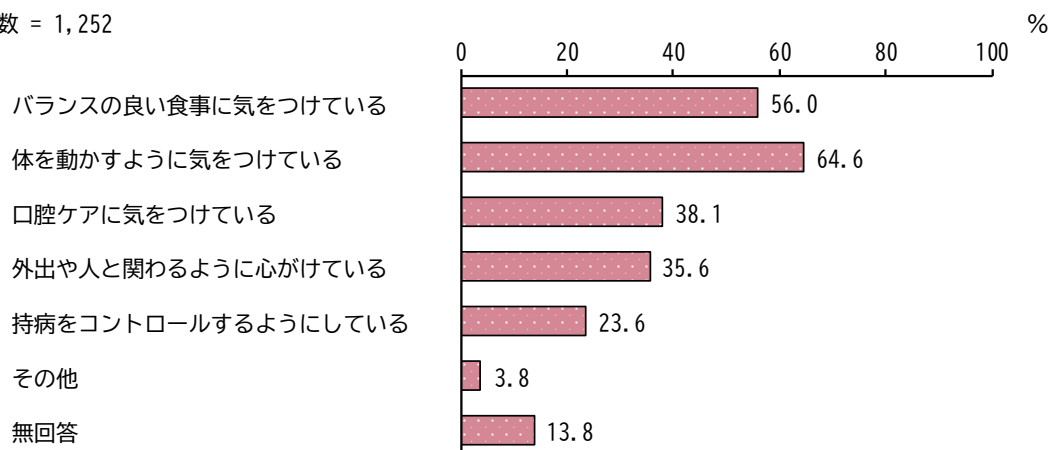
「知っている」の割合が36.3%、「知らない」の割合が58.8%となっています。



⑦ フレイル予防のために取り組んでいること

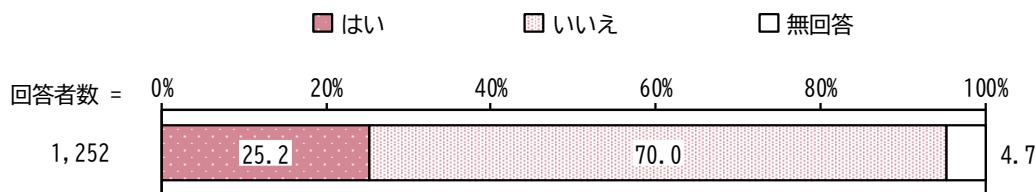
「体を動かすように気をつけている」の割合が64.6%と最も高く、次いで「バランスの良い食事に気をつけている」の割合が56.0%、「口腔ケアに気をつけている」の割合が38.1%となっています。

回答者数 = 1,252



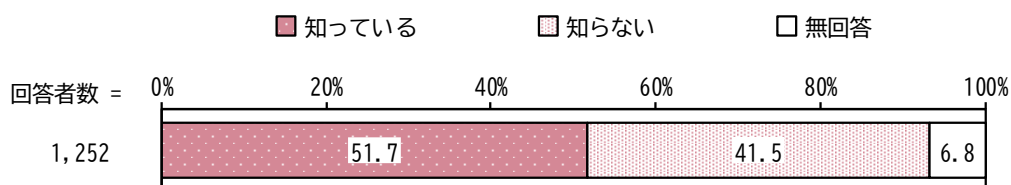
⑧ 認知症に関する相談窓口を知っているか

「はい」の割合が25.2%、「いいえ」の割合が70.0%となっています。



⑨ 地域包括支援センターの認知度

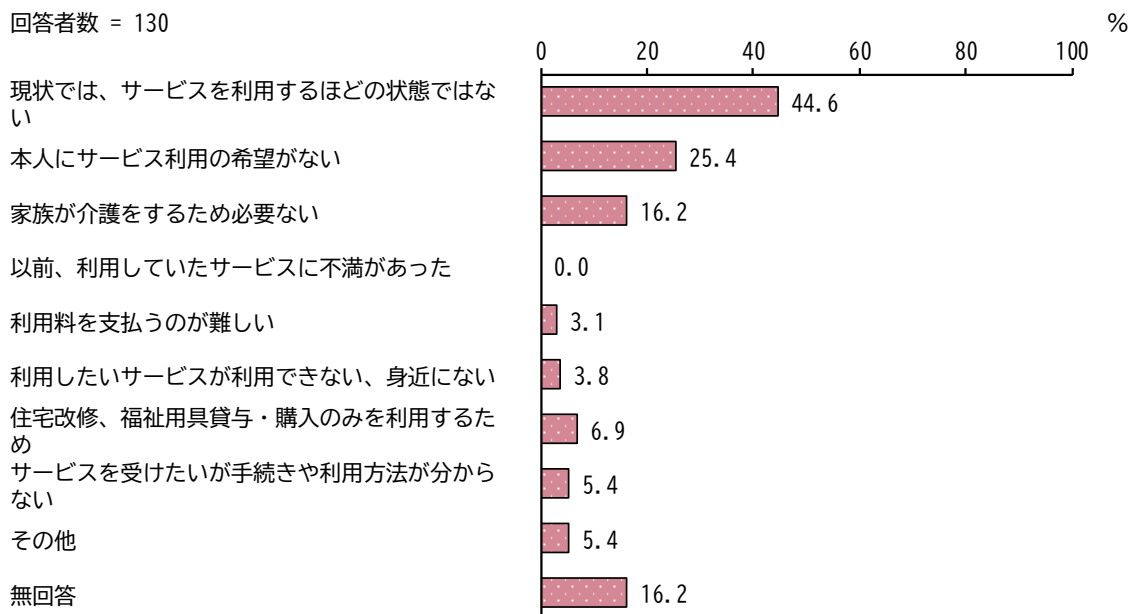
「知っている」の割合が51.7%、「知らない」の割合が41.5%となっています。



(3) 在宅介護実態調査の結果

① 介護保険サービスを利用していない理由

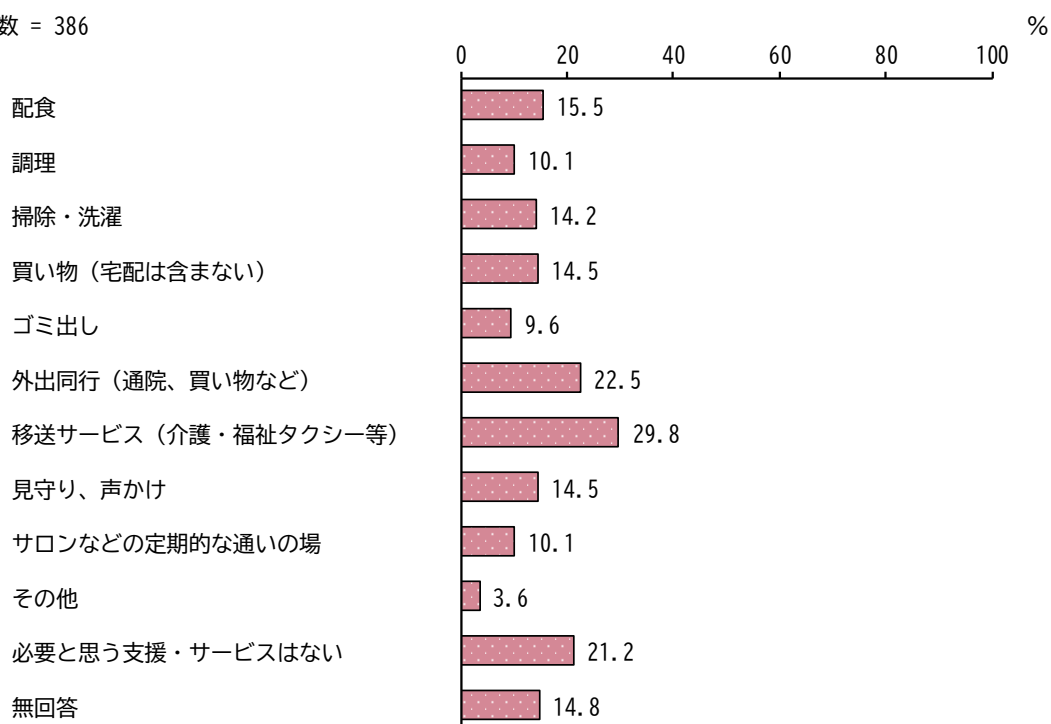
「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」の割合が25.4%、「家族が介護をするため必要ない」の割合が16.2%となっています。



② 今後の在宅生活の継続に必要なと思う支援・サービス

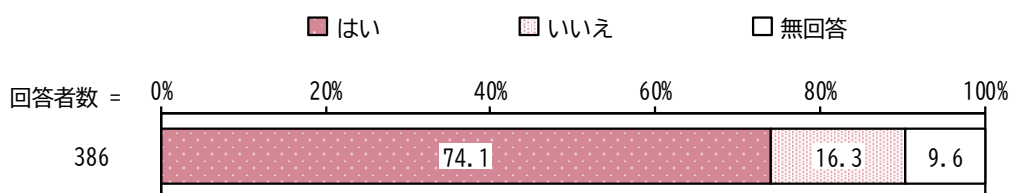
「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が29.8%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」の割合が22.5%、「必要と思う支援・サービスはない」の割合が21.2%となっています。

回答者数 = 386



③ 高齢者虐待を知っているか

「はい」の割合が74.1%、「いいえ」の割合が16.3%となっています。

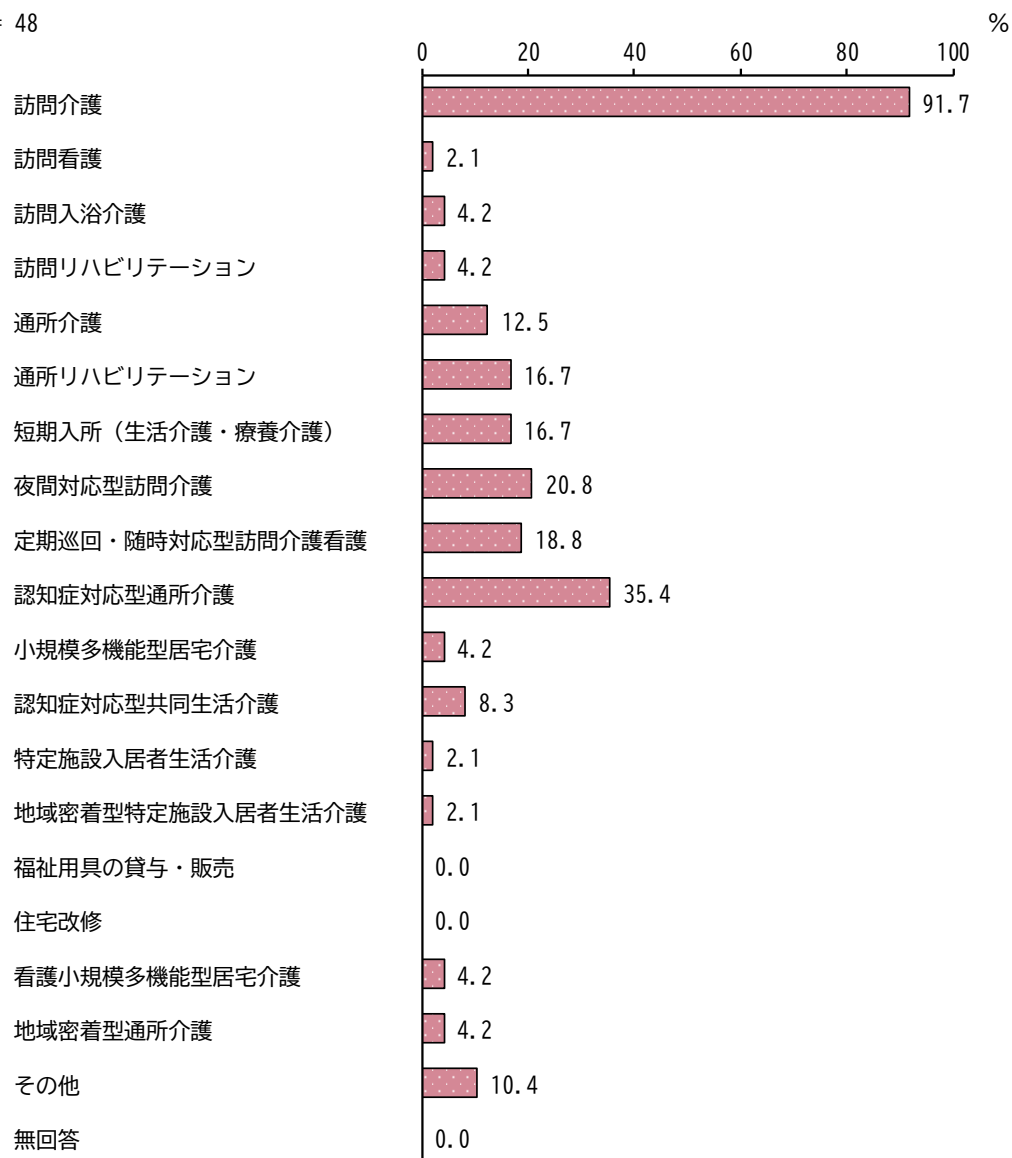


(4) 地域包括ケア調査の結果

① ニーズがあるにもかかわらず供給が不足していると感じているサービス

「訪問介護」の割合が91.7%と最も高く、次いで「認知症対応型通所介護」の割合が35.4%、「夜間対応型訪問介護」の割合が20.8%となっています。

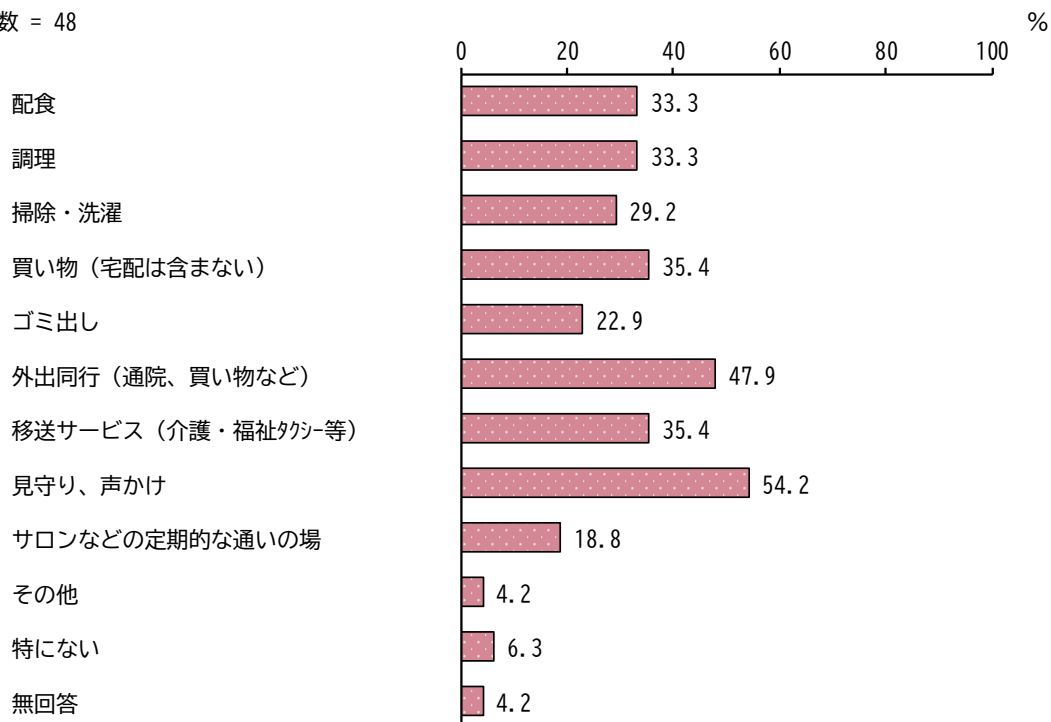
回答者数 = 48



② 本人の生活の維持、もしくは家族等介護者の就労継続のために、 充実が必要な「生活支援」

「見守り、声かけ」の割合が54.2%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」の割合が47.9%、「買い物（宅配は含まない）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が35.4%となっています。

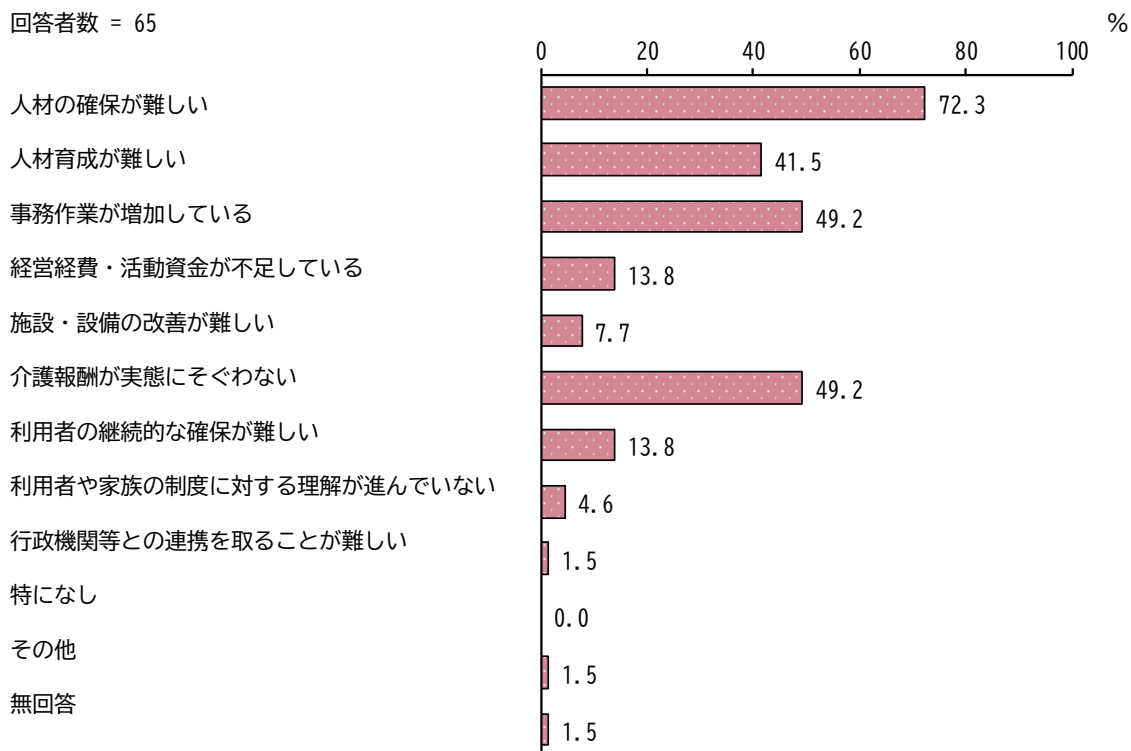
回答者数 = 48



③ 運営に関して困難を感じること

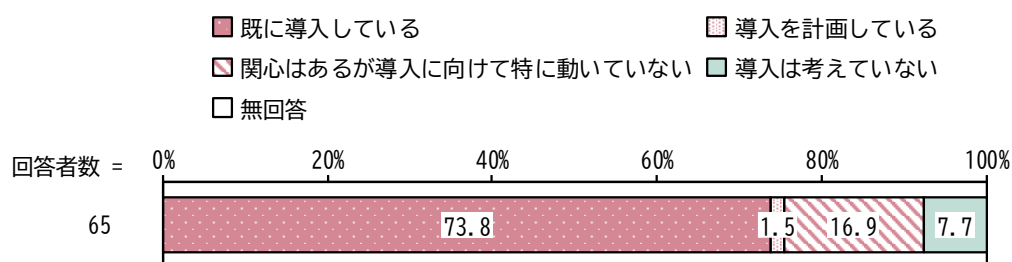
「人材の確保が難しい」の割合が72.3%と最も高く、次いで「事務作業が増加している」、「介護報酬が実態にそぐわない」の割合が49.2%となっています。

回答者数 = 65



④ ICTを利用して業務を行っているか

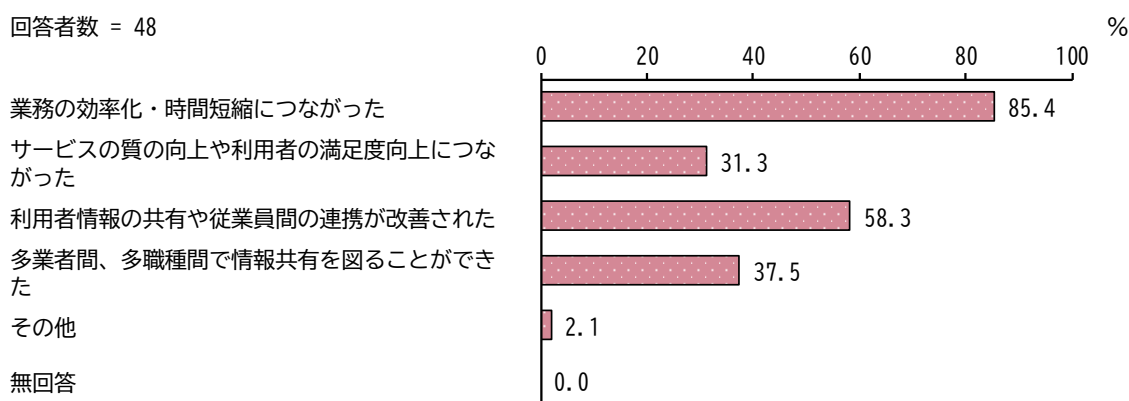
「既に導入している」の割合が73.8%と最も高く、次いで「関心はあるが導入に向けて特に動いていない」の割合が16.9%となっています。



⑤ ICTを導入してよかったことや効果があったこと

「業務の効率化・時間短縮につながった」の割合が85.4%と最も高く、次いで「利用者情報の共有や従業員間の連携が改善された」の割合が58.3%、「多業者間、多職種間で情報共有を図ることができた」の割合が37.5%となっています。

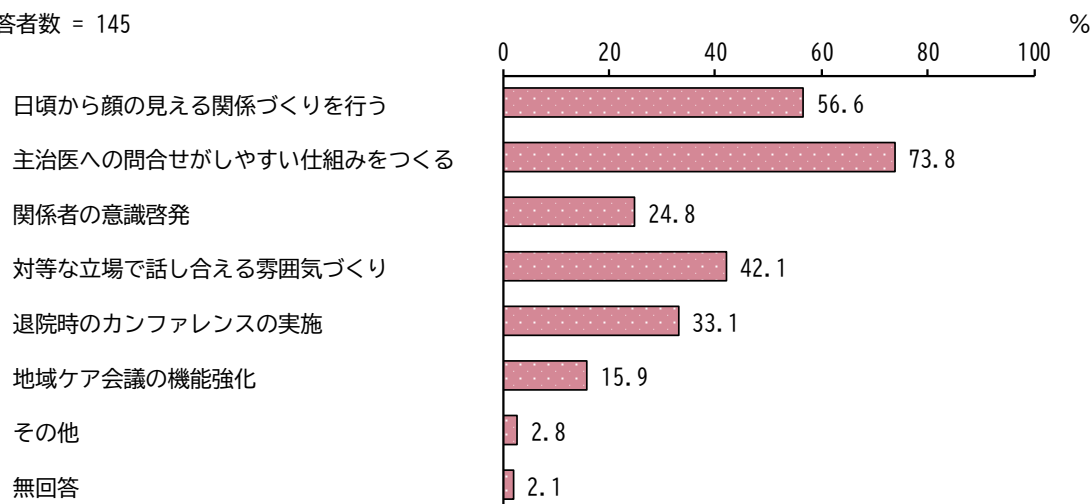
回答者数 = 48



⑥ 医療と介護の連携で必要と思われること

「主治医への問合せがしやすい仕組みをつくる」の割合が73.8%と最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりを行う」の割合が56.6%、「対等な立場で話し合える雰囲気づくり」の割合が42.1%となっています。

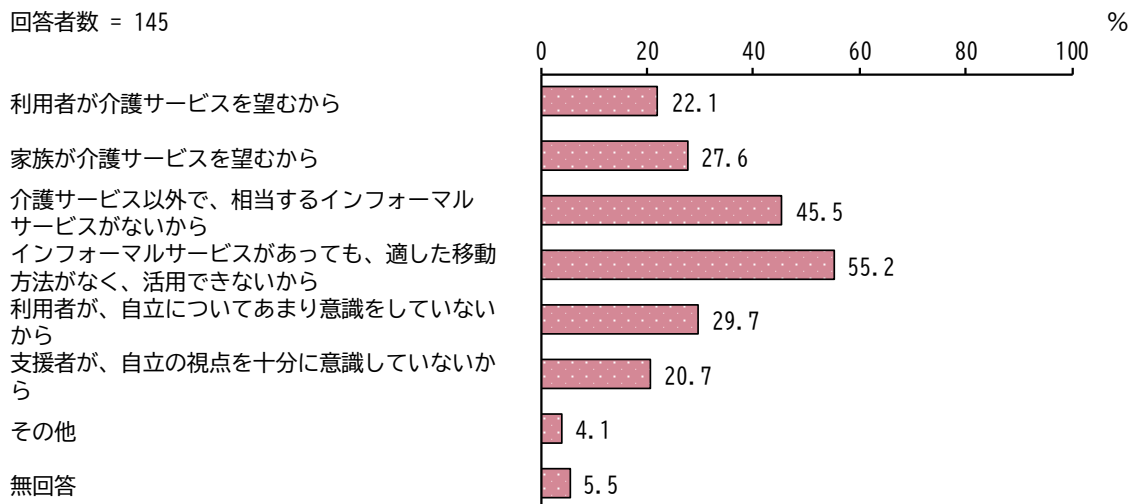
回答者数 = 145



⑦ 高齢者の自立支援を妨げる要因

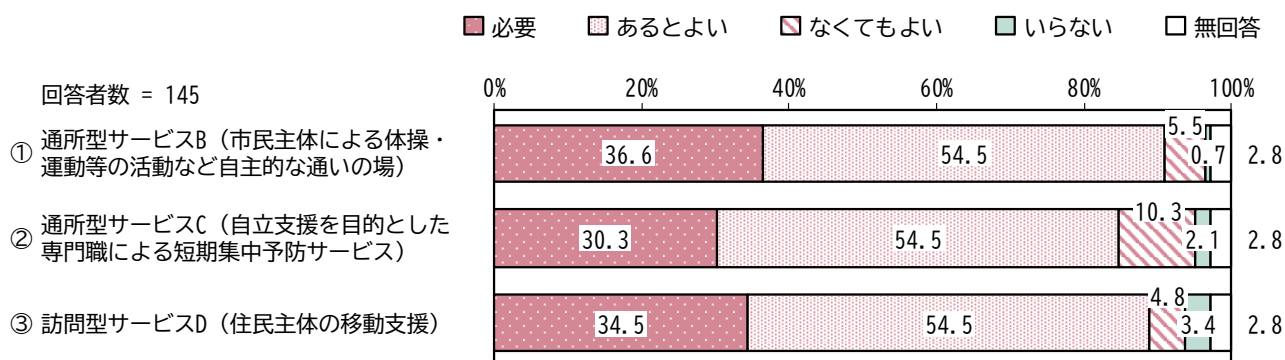
「インフォーマルサービスがあっても、適した移動方法がなく、活用できないから」の割合が55.2%と最も高く、次いで「介護サービス以外で、相当するインフォーマルサービスがないから」の割合が45.5%、「利用者が、自立についてあまり意識をしていないから」の割合が29.7%となっています。

回答者数 = 145



⑧ 介護予防・日常生活総合事業における必要性

『① 通所型サービスB（市民主体による体操・運動等の活動など自主的な通いの場）』で「必要」が、『② 通所型サービスC（自立支援を目的とした専門職による短期集中予防サービス）』で「なくてもよい」が、『③ 訪問型サービスD（住民主体の移動支援）』で「いない」が高くなっています。



6 北名古屋市が抱える主要課題

北名古屋市における高齢者の動向、アンケート調査結果等を踏まえ、本計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

【高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 4つの基本目標】

- 1 地域で安心して暮らせる体制の整備
- 2 介護予防と自助・自立の推進
- 3 支え合う地域社会の構築
- 4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

基本目標1 地域で安心して暮らせる体制の整備

- ・住民が何かあった際の相談先として日常的に接する医師などの医療職を最も頼りにしており、医療と介護の連携においても「主治医への問合せがしやすい仕組みをつくる」ことが強く求められています。
- ・「地域包括支援センター」や認知症に関する相談窓口の存在を知らない人が多く認知度不足が顕著ですが、高齢者虐待については高い認識が見られます。
- ・住民が最も頼りにする身近な主治医を入り口として、外来・在宅医療を含めた関係機関へ確実につながる切れ目のない連携体制の構築を進めていくことが求められます。
- ・専門窓口の役割を地域へ徹底して周知することや、認識が高い高齢者虐待を踏まえた権利擁護の推進、頼れる身寄りがない高齢者の潜在的なニーズを地域課題として捉え支援する暮らしやすい地域づくりを進めていくことが重要となっています。

基本目標2 介護予防と自助・自立の推進

- ・フレイル予防のために「体を動かすように気をつけている」意識を持つ人は多いものの、「フレイル」という言葉自体の認知度は低いというギャップが見られます。
- ・社会参加の場に対しては、「内容が自分の興味と合っている」ことや「歩いて行ける距離」、「一人でゆっくり過ごせる、カフェなどの場」が求められており、市民主体による自主的な通いの場へのニーズが高いことが分かります。
- ・高齢者の保健事業等と一体的にフレイルに対する正しい知識の普及啓発や、データを活用した効果的な予防策の分析・推進を行っていくことが期待されます。
- ・行政が画一的なプログラムを提供するだけでなく、地域住民の多様な趣味嗜好やライフスタイルに合致した身近な居場所を創出するため、多様な主体とのつながりづくりといった伴走的な支援を強化し、持続可能な社会参加の基盤を整備していくことが望まれます。

基本目標3 支え合う地域社会の構築

- ・高齢者の自立支援を妨げる要因として「適した移動方法がなく、活用できない」ことが挙げられており、地域の不満や今後の在宅生活に必要な支援としても「移送サービス」などの移動手段の不足が浮き彫りになっています。
- ・生活支援としては「見守り、声かけ」のニーズが高く、日常的によく会う知人は「近所・同じ地域の人」が多いという地域特性があります。
- ・支援サービスについてアクセスする手段がなければ十分に活用されない懸念があるため、在宅生活を支える福祉制度としての移送サービス等の確保に向けて検討を進めていく必要があります。
- ・近隣住民とのつながりという地域の強みを最大限に活かし、災害時や感染症への備えにも直結する日常的な「見守り、声かけ」のインフォーマルなネットワークを、地域共生の基盤として再構築していくことが求められます。

基本目標4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

- ・事業所運営において「人材の確保が難しい」ことが困難な課題となっており、特に在宅生活の要となる「訪問介護」の供給不足が顕著な状況です。
- ・ICTを利用して業務を行っている事業所の多くが、業務の効率化や時間短縮といった高い効果を実感していることが分かっています。
- ・人材不足の中でも、介護保険サービスを真に必要とする人々へ適切な給付を維持する体制の確保を図り、都道府県等と連携した人材確保に関するプラットフォームの構築を進めていくことが重要となっています。
- ・ICTなどテクノロジーの活用等による生産性向上を推進し、限られた介護人材の負担軽減を図るとともに、経営情報の調査および分析を通じた事業所の協働化や大規模化を促し、持続可能で適正な経営基盤を確立していくことが望まれます。

基本的方向

1 基本理念

第 3 章

本市には、近隣住民による日常的な見守りや声かけなど、温かい互助の力が息づいています。高齢期を迎えても「住み慣れた我が家や地域で、自分らしく自立した暮らしを送り続けたい」という願いは、市民の共通する切実な思いです。その実現に向けては、日常生活における移動手段の確保や、在宅生活を支える訪問介護サービスの確保、さらには認知症に対する将来的な不安への備えなど、具体的な課題への適切な対応が求められています。

本計画においては、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るとともに、課題の解決に向けて、「地域で安心して暮らせる体制の整備」「介護予防と自助・自立の推進」「支え合う地域社会の構築」「持続可能な介護保険事業の基盤づくり」の4つの視点からそれぞれの施策を進め、網羅的に対応することにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現を目指します。

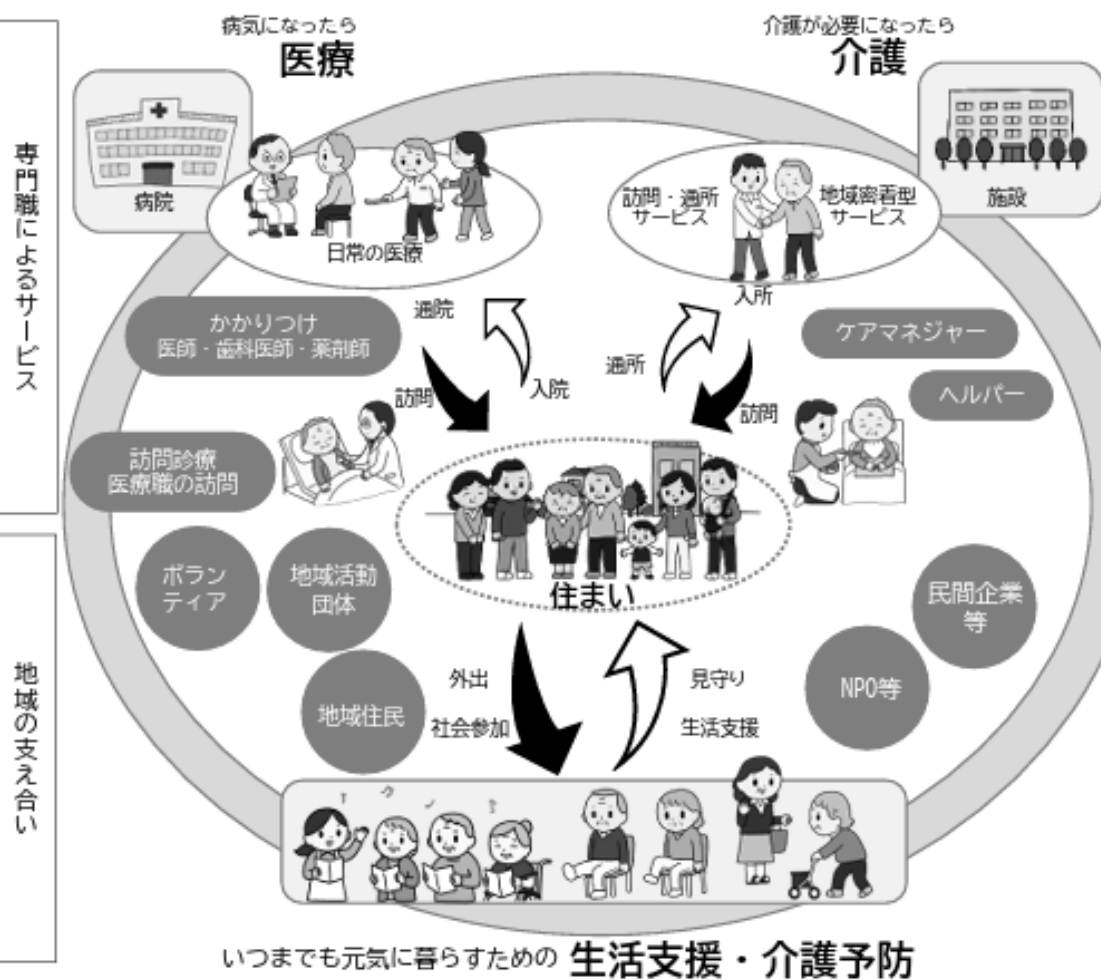
【 基本理念 】

自分らしく安心して共に暮らせるまち

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける



行政等

行政

地域包括支援センター

社会福祉協議会

2 基本目標

本計画の基本理念に掲げた地域包括ケアシステムを構築するため、本計画においては、次の4つの基本目標に基づき、自助・互助・共助・公助を適切に組み合わせ、高齢者施策を総合的に展開します。

基本目標1 地域で安心して暮らせる体制の整備

支援や介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをしていくためには、質の高い介護サービスの提供や、医療ニーズの高い高齢者等への対応、安心して暮らすことができる居住環境の確保等が必要です。また、介護に取り組む家族等への支援、高齢者の権利擁護や虐待防止対策の推進も重要となります。

地域包括支援センターの機能の充実を軸として、関係機関との連携・協働による相談支援体制の強化を図るとともに、在宅医療・介護連携の充実や、多様な住まいに対応したサービスの組合せ提供など住まい施策との整合を進めることで、地域包括ケアシステムのさらなる深化を推進します。さらに、頼れる身寄りのない高齢者等への相談支援や地域全体で支える体制の構築、災害や感染症に備えた地域包括支援センターの業務継続体制の整備と平時からの関係機関との連携強化に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

基本目標2 介護予防と自助・自立の推進

高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活を継続していくためには、心身の健康を維持し、要介護状態等の重度化を防止することが重要です。

生活習慣病予防などの健康づくりを進めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、効果的なフレイル予防に取り組みます。また、生きがいを高める社会参加や多様な活動の場づくりを促進し、高齢者自らが主体的に健康を支え、いきいきと活躍できる自助・自立の取組を包括的に推進します。

基本目標3 支え合う地域社会の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識を生かし、主体的に参画し、共に支え合っていくことが重要です。

住民や地域の多様な主体が手を取り合い、誰もが役割を持って共に生きる「地域共生社会」の実現と生活支援体制の整備を推進します。あわせて、在宅生活の安心を支える福祉制度の充実に努めるとともに、複雑化する課題への対応や、家族介護者の負担軽減に配慮した支援を包括的に進め、温かな地域社会の構築を図ります。

基本目標4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

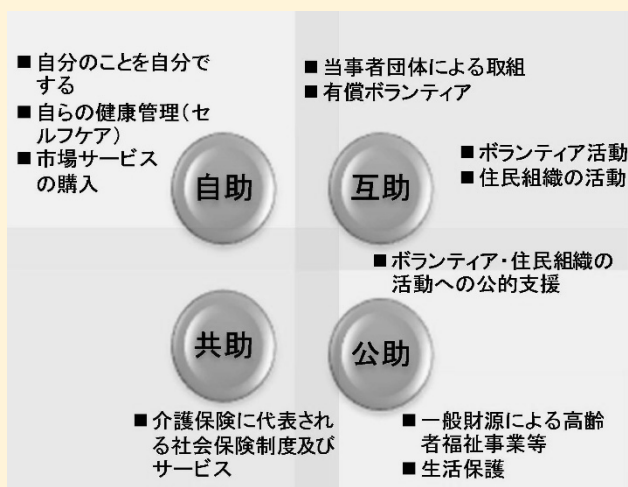
高齢化や人口減少の進展に伴い、介護ニーズが変化していく中、介護保険制度の持続可能性を高めるためには、財源と人材を効果的・効率的に活用していくことが必要です。

2040年度を見据えた中長期的な視点に基づき、適正な保険運営と地域の実情に応じた安定的な介護サービス提供体制の整備に取り組みます。また、深刻化する介護人材の確保・定着に向けて職場環境の向上を図るとともに、デジタル技術等を活用した業務の効率化（生産性向上）や、事業者の連携・協働化による経営基盤の強化を包括的に支援し、持続可能な事業基盤を構築します。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムが効果的に機能するために、自助・互助・共助・公助について、基本的な考え方と関係性を理解し、連携によって解決する取組が大切です。

4つの「助」の基礎は「自助」であり、自分が主体となり、尊厳を持って生活する心構えが最も大切です。「自助」を支えるのは「互助」であり、時には助けたり、助けられたりと、制度ではない自発的な支え合いのことを言います。「互助」だけでは限界があるときには、制度化された相互扶助である医療、年金、介護等のサービスが必要になります。自助・互助・共助では対応できない時は、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度が対応します。



資料：地域包括ケア研究会報告書

3 施策体系

[基本理念]

自分らしく安心して共に暮らせるまち
↳ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ↳

[基本目標]

1

地域で安心して
暮らせる体制の整備

2

介護予防と自助・自立の推進

3

支え合う地域社会の構築

4

持続可能な
介護保険事業の基盤づくり

〔 基本施策 〕

〔 主な取組 〕

1-1	相談支援体制と関係機関のネットワーク強化	(1) 地域の高齢者等の実態把握 (2) 相談支援体制の適正な運営
1-2	地域包括支援センターの機能の充実	(1) 包括的・継続的支援環境の充実 (2) 持続可能な地域包括支援センターの運営
1-3	暮らしやすい地域づくり	(1) バリアフリーの推進 (2) 高齢者の住まいの確保 (3) 安全な生活環境づくり
1-4	在宅医療・介護連携の充実	(1) 多職種連携による在宅医療と介護の連携の推進 (2) 急変時の対応と意思決定支援 (3) ICTの活用推進
1-5	高齢者の権利擁護	(1) 高齢者の権利擁護 (2) 高齢者虐待防止対策の推進 (3) 身寄りのない高齢者等包括支援
1-6	認知症施策推進計画（第5章）	
2-1	健康づくりの推進	(1) 健康の維持・増進 (2) 生活習慣病予防
2-2	介護予防の推進	(1) 一般介護予防事業 (2) 介護予防・生活支援サービス事業 (3) 自立支援・重度化防止に向けた取組
2-3	高齢者の社会参加の推進	(1) 学習の促進 (2) 地域回想法の展開 (3) 仲間づくり・社会参加 (4) 就労機会の拡大
2-4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
3-1	地域共生社会づくり	(1) おたがいさま意識の醸成 (2) 市民同士の支え合い活動の活性化 (3) 身近な場所での交流機会の充実
3-2	生活支援体制整備の推進	(1) ネットワークの構築と協議体の設置 (2) 多様な担い手の確保・育成支援 (3) 民間企業等との協働
3-3	在宅生活を支える福祉制度	(1) 在宅生活を支える福祉制度
4-1	介護給付・予防給付の推進	(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 (2) 介護給付・予防給付 (3) 在宅サービスの充実
4-2	介護保険事業の適正な運営	(1) 財源の確保 (2) 低所得者への配慮 (3) 公平な介護認定 (4) 利用者保護体制の充実 (5) 保険者機能の強化 (6) 介護人材の確保及び介護現場の業務の効率化 (7) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 (8) 保険者機能強化推進交付金等の活用

基本計画

基本目標 1 地域で安心して暮らせる体制の整備

1-1 相談支援体制と関係機関のネットワーク強化

要介護状態や認知症等になっても、地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者本人や家族（8050問題やヤングケアラー等の複合的な事案等も含む）が必要とする支援を受けることができるように、地域分析指標等の客観的なデータを活用して地域の高齢者等の実態を把握するとともに、総合的な相談支援体制を強化していくことが必要となります。

市や地域包括支援センター等、関係機関における相談窓口の充実や周知、職員の専門的な知識の習得や専門職の配置等を通じた相談員の質の向上、関係機関との連携強化を通じ、誰もが気軽に相談し、必要な支援につなぐことができる重層的な支援体制の構築を図ります。

主な取組

① 地域の高齢者等の実態把握

1 各種調査によるニーズ把握

担当課：高齢福祉課

2 地域包括支援センターの活動を通じたニーズ把握

担当課：高齢福祉課・社会福祉協議会

② 相談支援体制の適正な運営

1 地域包括支援センターの普及啓発

担当課：高齢福祉課

2 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業

担当課：高齢福祉課

3 重層的な支援体制の構築（ネットワークの強化）

担当課：社会福祉課・家庭支援課・高齢福祉課・児童課・健康課・社会福祉協議会

1-2 地域包括支援センターの機能の充実

平成28年（2016年）から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）が開始され、多様な主体が参画し、地域における支え合い、生活支援、介護予防、健康づくりが行われています。

総合事業の推進のためには、地域包括支援センターが大きな役割を持っていることから、適切なサービス・事業を提供していくために、地域包括支援センターの適正かつ持続可能な運営と機能強化を図るとともに、圏域の特徴に応じた取組を推進します。**このため、居宅介護支援事業所との適切な役割分担を進め、要支援者のケアプラン作成を直接委託できるようにすることで、センターが専門的な相談支援に集中できる環境を整えます。**

また、各種サービス・事業の提供にあたっては、地域資源の活用や多様な主体との協力により、提供の拡充を図ります。

保健、医療、福祉の関係団体や、民生委員・児童委員、自治会、事業所等の関係者が協力し、包括的な地域支援ネットワークの強化に努めます。

主な取組

① 包括的・継続的支援環境の充実

1

個別事例の相談・助言

担当課：高齢福祉課

2

地域ケア会議の運営

担当課：高齢福祉課

3

地域におけるネットワーク構築

担当課：高齢福祉課

② 持続可能な地域包括支援センターの運営

1

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援

担当課：高齢福祉課

2

地域包括支援センターの適切な運営

担当課：高齢福祉課

3

圏域の特徴に応じた取組の推進

担当課：高齢福祉課

1-3 暮らしやすい地域づくり

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき、バリアフリーの考え方を踏まえ、高齢者等の視点に立った「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。さらに、住宅や福祉などの関係部局が密接に連携し、安心な住まいの確保や移動手段の充実など、暮らしを支える様々な課題に取り組みます。

近年多発する台風、局地的豪雨、地震等の自然災害や感染症等から、高齢者や障害者等の要配慮者の安全を守るために、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄といった災害への備えや、災害発生時の迅速な避難・救助ができる体制の整備、福祉避難所の確保、感染症対策等を推進します。また、万が一被災した場合にも、地域での生活再建を速やかに進め、必要な介護サービスが途切れることなく継続できる体制を整えます。

また、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な商法などの消費者被害、交通事故から高齢者を守るため、防犯や交通安全の対策を推進します。地域全体での温かい見守りや声かけ活動を通じて、誰もが安全に、安心して穏やかに暮らせる環境づくりに取り組みます。

主な取組

① バリアフリーの推進

1

公共公益施設の整備

担当課：都市整備課

2

移動手段の確保

担当課：まちづくり推進課・高齢福祉課・社会福祉協議会

3

情報バリアフリー環境の整備

担当課：生涯学習課・人事秘書課・高齢福祉課・危機管理課

② 高齢者の住まいの確保

1

住宅改修の支援

担当課：高齢福祉課

2

住まい支援の強化

担当課：施設管理課

③ 安全な生活環境づくり

1

災害時要配慮者の支援

担当課：社会福祉課・高齢福祉課・危機管理課

2

救急・救命対策の充実

担当課：健康課

3

交通安全対策の充実

担当課：まちづくり推進課

4

防犯・消費者被害対策の充実

担当課：まちづくり推進課・商工農政課

5

ごみ収集体制の充実

担当課：環境課

1-4 在宅医療・介護連携の充実

団塊の世代のすべてが後期高齢者となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、医療や介護の需要はさらに高まっています。今後は、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患や認知症などの高齢者が増え、心身の状況に合わせた多様な支援がより一層求められます。

高齢期の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病院や診療所、介護サービスが切れ目なく円滑に連携できる仕組みづくりを進めます。また、もしもの急変時に備えた医療や消防との連携や、人生の最終段階におけるご本人の意思を尊重した「人生会議（ACP）」の普及など、温かい看取りや意思決定を支える取組、認知症への地域での対応力強化を進めます。

医師会や介護・福祉等の各種関係機関、行政（庁内関係部局）が緊密に連携するとともに、連携の核となる人材の育成に努めます。あわせて、ICT（電子@連絡帳等）を活用した迅速で効率的な情報共有の環境を整え、地域全体で支え合う在宅医療・介護の連携を推進します。

主な取組

① 多職種連携による在宅医療と介護の連携の推進

1

在宅医療・介護連携

担当課：高齢福祉課

2

各種協議会の連動による課題解決や政策形成

担当課：高齢福祉課・国保医療課

3

日常の療養支援、入退院支援

担当課：高齢福祉課

② 急変時の対応と意思決定支援

1

救急医療情報キットの普及

担当課：高齢福祉課・西春日井・広域事務組合

2

ACP（人生会議）の推進

担当課：高齢福祉課

③ ICTの活用推進

1

レインボーネット（電子@連絡帳）の普及

担当課：高齢福祉課

1-5 高齢者の権利擁護

判断力が不十分な高齢者への犯罪や権利侵害が、認知症高齢者の増加等に比例して増えることが想定されます。また、家族介護者の負担増加等も懸念され、広報や啓発を通じた未然防止や相談支援を通じた家族介護者の心のケアが求められています。さらに、近年増加している「頼れる身寄りのない高齢者」が、日々の生活や将来、もしものときに困ることのないよう、地域全体で切れ目なく寄り添い、温かく支えていくことが求められています。

権利擁護センターを中核機関とし、地域包括支援センターや関係機関との連携強化を図り、本人の思いや希望を尊重する「意思決定支援」の考え方を大切にしながら、成年後見制度の体制整備、相談支援のさらなる充実を図ります。また、虐待判明時の迅速な対応や、虐待防止のための支援、地域での見守りネットワーク構築を推進し、高齢者の尊厳を守るための権利擁護を徹底します。あわせて、身寄りがないことで不安を抱える高齢者に対して、必要な支援や地域のつながりを包括的に届ける体制を整えます。

主な取組

① 高齢者の権利擁護

1

権利擁護の体制整備

担当課：高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会

2

成年後見制度の利用促進

担当課：高齢福祉課・社会福祉協議会

3

意思決定支援とエンディングサポート

担当課：高齢福祉課

② 高齢者虐待防止対策の推進

1

高齢者虐待の防止

担当課：高齢福祉課

2

高齢者虐待への適切な対応

担当課：高齢福祉課

3

養護者に対する適切な支援

担当課：高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課・健康課・社会福祉協議会

基本目標 2 介護予防と自助・自立の推進

2-1 健康づくりの推進

高齢者が自分らしく尊厳を持って暮らしていくためには、健康を保ち、元気に過ごしていくことが重要であり、若いうちからの生活習慣病予防をはじめ、積極的な健康づくりを推進することが必要です。

「北名古屋市けんこうプラン21第3期計画」に基づき、基本理念である「市民が主体の健康ライフスタイルの確立」を目指し、市民の自主的な健康づくりを行政等の関係機関が支援します。協働による健康づくりに取り組むとともに、高齢者のフレイル防止や要介護認定の重度化防止の観点から、データの活用による効果検証を図りながら、介護予防と健康づくりの一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。

主な取組

① 健康の維持・増進

1 健康情報の発信

担当課：健康課

2 市民による自主的な健康づくりの促進

担当課：高齢福祉課・健康課

② 生活習慣病予防

1 がん検診等の充実

担当課：健康課・国保医療課

2 健康診査の充実

担当課：健康課・国保医療課

3 保健指導の充実

担当課：健康課・国保医療課

2-2 介護予防の推進

介護予防は、要介護状態になることを極力遅らせ未然に防ぐこと、すでに介護が必要な場合は状態の悪化を防ぎ改善を図ることを目的としています。

高齢者がリエイブルメント（再び自分でできるようになる）の視点でできることを増やすため、地域の担い手の協力やリハビリテーション専門職の視点を取り入れた介護予防活動に取り組み、仲間との交流を通じて心身機能の改善を図ります。一人ひとりが役割を持ち、生涯にわたり生きがいのある生活と自己実現（QOLの向上）を目指すものです。

心身の状況やニーズに合った多様な予防の場を充実するとともに、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点づくりを進め、住民同士のつながりを通じて活動が継続していく地域づくりを推進します。

主な取組

① 一般介護予防事業

1	フレイル予防の推進	担当課：高齢福祉課
---	-----------	-----------

2	回想法（思い出ふれあい）事業	担当課：高齢福祉課
---	----------------	-----------

3	住民主体の通いの場等の育成や支援	担当課：高齢福祉課
---	------------------	-----------

4	ボランティアの育成・支援	担当課：健康課・高齢福祉課
---	--------------	---------------

② 介護予防・生活支援サービス事業

1	訪問型サービス	担当課：高齢福祉課
---	---------	-----------

2	通所型サービス	担当課：高齢福祉課
---	---------	-----------

3	事業の検証	担当課：高齢福祉課
---	-------	-----------

③ 自立支援・重度化防止に向けた取組

1 自立支援・重度化防止の考え方の共有

担当課：高齢福祉課

2 地域ケア会議の検討

担当課：高齢福祉課

3 地域リハビリテーション活動支援

担当課：高齢福祉課

2-3 高齢者の社会参加の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、社会参加活動等の人と人との関わり合う機会が必要であり、活動を通じた心の豊かさや生きがい自身の健康にもつながります。

老人クラブの活性化や高齢者就労支援、ボランティア活動への参加促進等、仲間づくりや生きがいづくりを促す環境整備に努めます。自立支援から社会参加への接続を見据え、高齢者が意欲的に取り組める社会参加の推進を図るとともに、家族や友人等との交流機会が減少する社会的フレイルの防止に努めます。

主な取組

① 学習の促進

1 生涯学習の充実

担当課：生涯学習課・高齢福祉課

② 地域回想法の展開

1 回想法スクール卒業生の地域活動の推進

担当課：高齢福祉課

2 地域包括ケアシステムにおける回想法の活用

担当課：高齢福祉課・生涯学習課

③ 仲間づくり・社会参加

1 様々な活動を通じた社会参加の促進
担当課：スポーツ課・生涯学習課・高齢福祉課・社会福祉協議会

2 老人クラブの活性化
担当課：高齢福祉課

3 通いの場の担い手の育成
担当課：高齢福祉課

④ 就労機会の拡大

1 高齢者雇用機会の確保
担当課：商工農政課

2 シルバー人材センターの充実
担当課：高齢福祉課

2-4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

令和2年度（2020年度）より高齢者の健康寿命を支援するため「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新たな制度がはじまりました。この制度は、疾病予防における保健事業と介護予防が一体となって協力し、後期高齢者のフレイル予防を図り、健康づくりの支援をする仕組みであり、本市においても高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、取組の質の向上及び量の拡充を図りながら、各関係機関と一体的実施に取り組んでいきます。

主な取組

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

1 健康課題の分析・把握と対策
担当課：国保医療課・高齢福祉課・健康課

2 後期高齢者医療健康診査の受診率向上
担当課：国保医療課・高齢福祉課・健康課

3 連携体制の整備
担当課：国保医療課・高齢福祉課・健康課

基本目標3 支え合う地域社会の構築

3-1 地域共生社会づくり

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現には、地域に住むすべての住民が支え合いながら、地域福祉を推進していくことが重要です。

本市においては、「第5期北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「出会いふれあい支えあい共に生きるまち」というまちの将来像の実現に向け、年齢や性別、障害の有無に関わらず、市民同士の出会いや支え合いの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体、企業、そして市が協働するような取組を推進します。あわせて、元気高齢者の市民活動への参加促進や、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点づくり、公的サービスに留まらない多様な活動の充実など、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を通じ、地域福祉の推進を図ることにより、地域共生社会の実現を目指します。

主な取組

① おたがいさま意識の醸成

1 地域で支え合う意識の普及啓発

担当課：社会福祉協議会

2 福祉活動に関する情報提供の充実

担当課：社会福祉課・高齢福祉課

3 福祉教育の充実

担当課：社会福祉協議会・高齢福祉課

② 市民同士の支え合い活動の活性化

1 地域福祉計画等の推進

担当課：社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会

2 市民活動（ボランティア・NPO法人）等の支援

担当課：社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会・まちづくり推進課

3 見守り活動の推進

担当課：高齢福祉課

③ 身近な場所での交流機会の充実

3-2 生活支援体制整備の推進

人間関係の変化や希薄化に伴い、住民相互の関心が低下する中、身近な地域で住み続けるためには、隣近所に住む住民との近所付き合いや、集いの場における仲間との交流等、豊かで多様なつながりのある地域づくりが必要です。

さらに、日常生活を送る上での困りごとや災害等の緊急時では、公的なサービスでは目が行き届かない部分もあることから、身近な地域でのネットワークを通じた助け合い、支え合いが重要となります。

専門機関による支援だけでなく、住民同士のつながりを後押しし、民間企業等の多様な主体と連携しながら、総合事業に該当しない多様な活動も含めた地域における互助の推進や、身近な地域で交流できる環境の充実を図り、地域住民のコミュニティやネットワークの維持に努めます。

主な取組

① ネットワークの構築と協議体の設置

② 多様な担い手の確保・育成支援

2

人材育成・担い手確保

担当課：高齢福祉課・社会福祉協議会

3

社会資源・地域人材の活用

担当課：高齢福祉課・社会福祉協議会

③ 民間企業等との協働

1

民間企業等との協働

担当課：高齢福祉課

3-3 在宅生活を支える福祉制度

介護を必要とする高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就労の継続など働き方の希望等に配慮した家族介護者への支援の充実とともに、高齢者とその家族を地域ぐるみで支援していく体制整備を推進します。

また、配食サービスや寝具乾燥サービスをはじめ、日々の日常生活を支えるサービスを継続するとともに、緊急通報システムの整備といった緊急時における体制整備により、高齢者の自立した生活を支援します。

主な取組

① 在宅生活を支える福祉制度

1

介護用品支給支援事業

担当課：高齢福祉課

2

緊急通報システム事業

担当課：高齢福祉課

3

配食サービス事業

担当課：高齢福祉課

4

寝具乾燥サービス事業

担当課：高齢福祉課

5

出張理髪料金補助事業

担当課：高齢福祉課

6	施設短期入所事業	担当課：高齢福祉課
7	高齢者タクシー料金助成事業	担当課：高齢福祉課
8	生活福祉資金貸付制度の周知	担当課：社会福祉協議会
9	移送サービス事業	担当課：社会福祉協議会
10	傾聴ボランティア養成・派遣事業	担当課：社会福祉協議会

基本目標 4 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

4-1 介護給付・予防給付の推進

介護給付・予防給付は、給付の実績や今後のニーズを踏まえつつ、「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となった状況や、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度（2040年度）も見据えた、中長期的な視野に立った供給基盤の整備に努めます。

また、各介護保険施設等との連携をさらに深め、身近な地域で介護サービスが受けられる体制づくりに努めます。

主な取組

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

1 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

担当課：高齢福祉課

② 介護給付・予防給付

1 在宅サービスの提供

担当課：高齢福祉課

2 地域密着型サービスの適正な運営の確保

担当課：高齢福祉課

3 リハビリテーションサービスの提供

担当課：高齢福祉課

③ 在宅サービスの充実

1 在宅サービスの充実

担当課：高齢福祉課

4-2 介護保険事業の適正な運営

介護保険制度のさらなる周知を図るとともに、介護保険料の納付の確保、低所得者への負担軽減、介護給付の適正化、苦情相談窓口の周知、介護サービス事業者に対する適切な指導・監査、虐待防止や介護現場の安全確保の徹底、介護従事者の資質向上のための取組を進めます。

また、介護保険事業の充実の基盤となる介護人材の確保・定着に向け、介護テクノロジー等を活用した生産性向上や処遇・職場環境の改善、事業所の経営改善支援に努めます。

なお、介護給付の適正化については、「市町村介護給付適正化計画」として、第8章に事業の内容及び計画期間中の実施目標を設定します。

主な取組

① 財源の確保

1 介護保険事業の円滑な運営

担当課：高齢福祉課

② 低所得者への配慮

1 介護保険料の低所得者の負担軽減

担当課：高齢福祉課

③ 公平な介護認定

1 公平で客観的な訪問調査

担当課：高齢福祉課

2 介護認定審査会

担当課：高齢福祉課

④ 利用者保護体制の充実

1 介護保険制度の周知

担当課：高齢福祉課

2 苦情相談窓口の周知

担当課：高齢福祉課

3 成年後見制度の普及と活用 担当課：高齢福祉課

4 日常生活自立支援事業の実施・充実 担当課：社会福祉協議会

⑤ 保険者機能の強化

1 介護給付の適正化 担当課：高齢福祉課

2 介護サービス事業所に対する指導・監査 担当課：高齢福祉課

⑥ 介護人材の確保及び介護現場の業務の効率化

1 介護人材の確保及び介護現場の業務の効率化 担当課：高齢福祉課

⑦ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

1 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 担当課：高齢福祉課

⑧ 保険者機能強化推進交付金等の活用

1 保険者機能強化推進交付金等の実効性の向上 担当課：高齢福祉課

認知症施策推進計画

1 計画策定の趣旨

第5章

(1) 策定の趣旨

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加しています。令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MC I : Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。認知症の人の増加を見据え、国では、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱」を策定し、取組が進められてきました。そして、令和6年12月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、「認知症施策推進基本計画」が新たに策定されました。

本市では、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発による認知症バリアフリーの推進、認知症高齢者等の意思決定支援、認知症高齢者等とその家族が気軽に通える通いの場の推進、認知症に関する相談支援体制の構築、チームオレンジの推進、切れ目のない保健医療福祉サービスの提供等、認知症施策の一層の推進に努めてきました。

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進し、本市の認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。そこで、認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を認知症の人および社会全体として確保・実現するという権利（人権）ベースの考え方を根幹とする、国が策定した基本法及び基本計画に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、認知症施策推進計画を第10期計画と一体的に策定することとしました。

2 市の現状

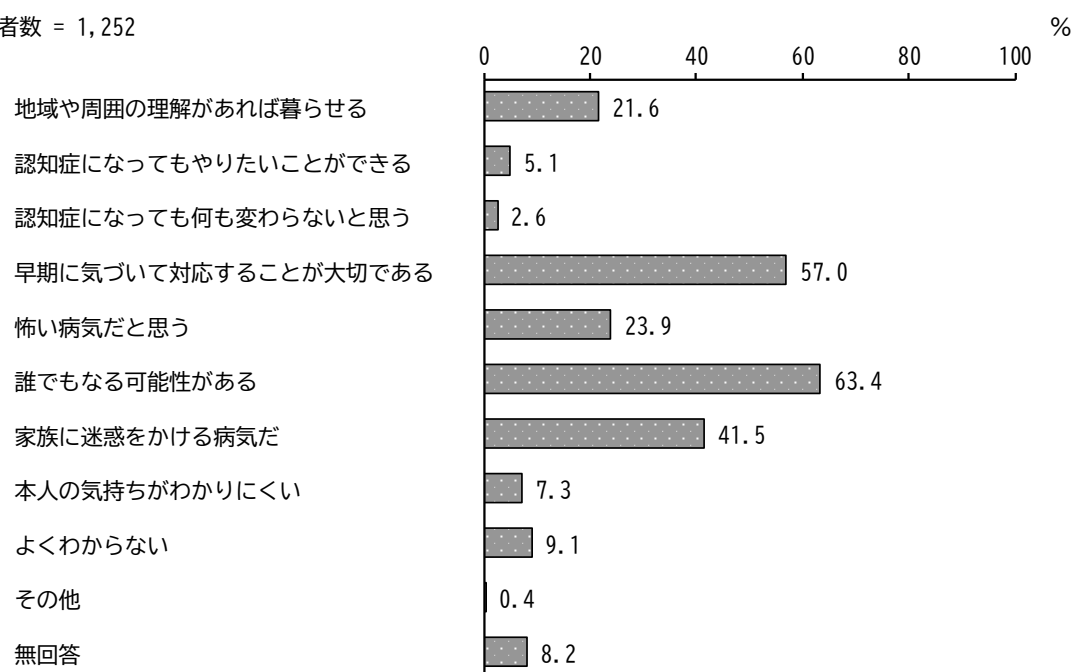
(1) アンケート結果

①あなたは「認知症」に対してどのようなイメージを持っていますか。

【ニーズ調査】

「誰でもなる可能性がある」の割合が 63.4%と最も高く、次いで「早期に気づいて対応することが大切である」の割合が 57.0%、「家族に迷惑をかける病気だ」の割合が 41.5%となっています。

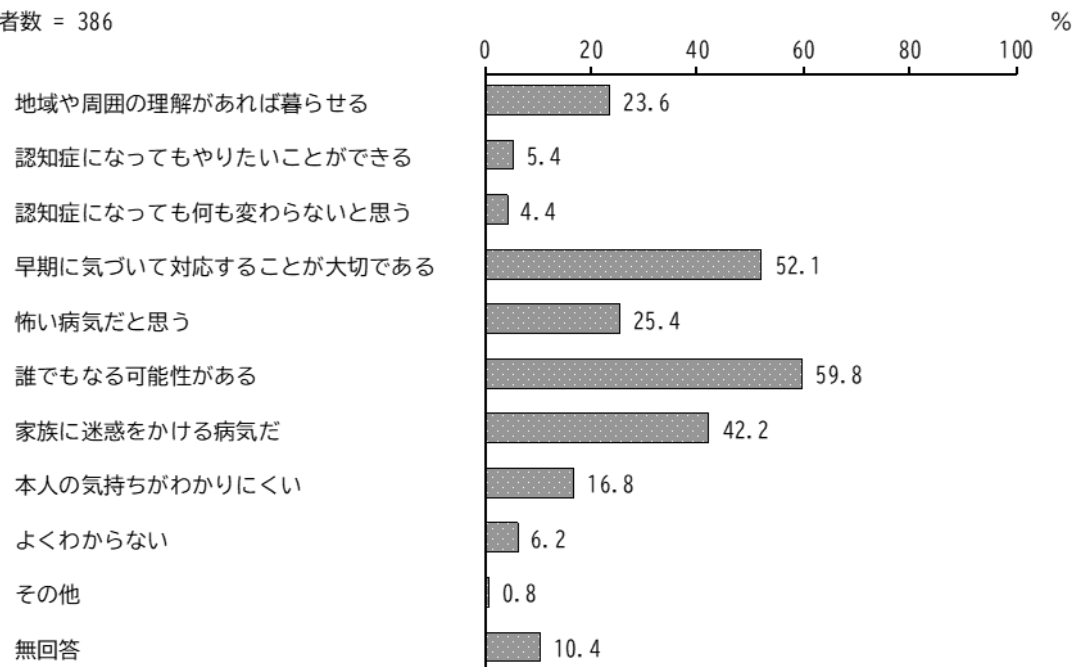
回答者数 = 1,252



【在宅介護実態調査】

「誰でもなる可能性がある」の割合が 59.8%と最も高く、次いで「早期にくづいて対応することが大切である」の割合が 52.1%、「家族に迷惑をかける病気だ」の割合が 42.2%となっている。

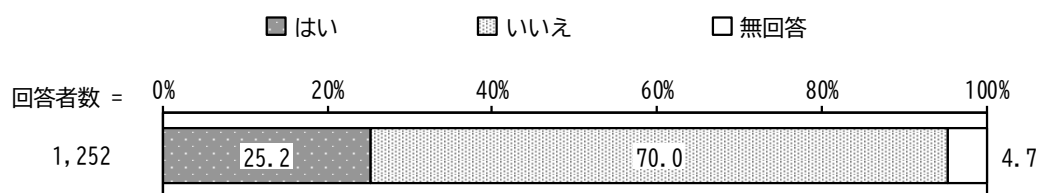
回答者数 = 386



②認知症に関する相談窓口の認知度

【ニーズ調査】

「はい」の割合が 25.2%、「いいえ」の割合が 70.0%となっています。

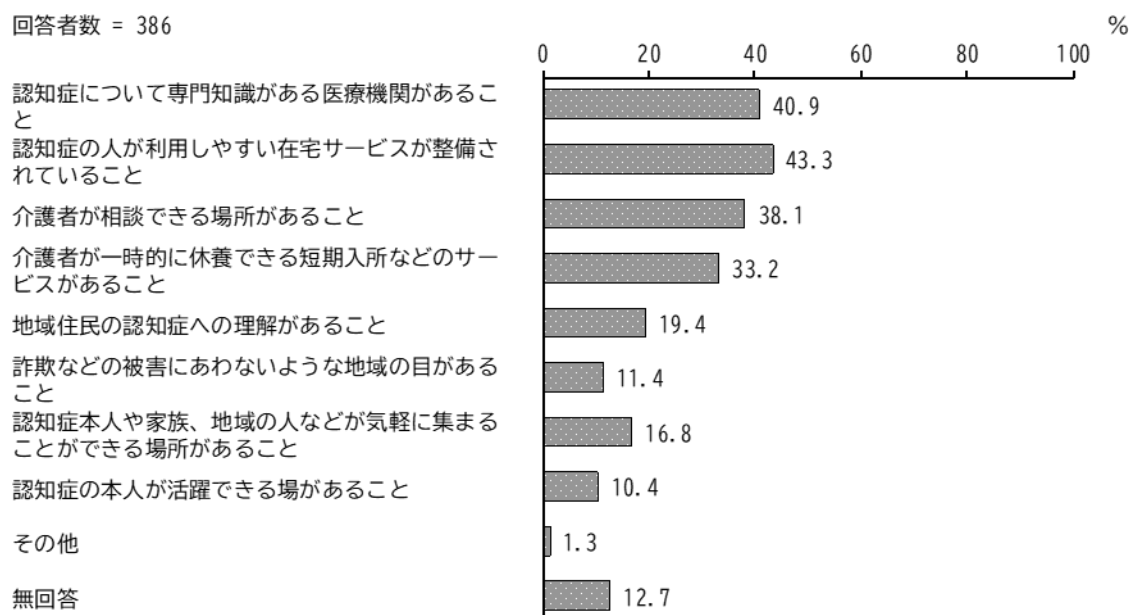


③認知症になっても自宅での生活を続けるために、必要なこと

【ニーズ調査】

「認知症の人が利用しやすい在宅サービスが整備されていること」の割合が 43.3%と最も高く、次いで「認知症について専門知識がある医療機関があること」の割合が 40.9%、「介護者が相談できる場所があること」の割合が 38.1%となっています。

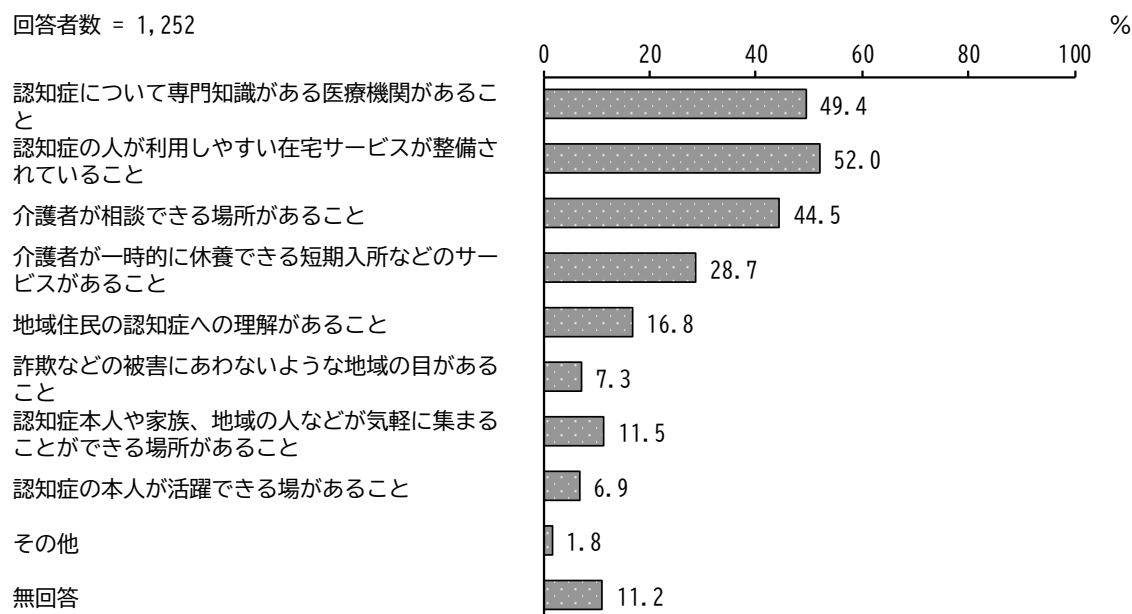
回答者数 = 386



【在宅介護実態調査】

「認知症の人が利用しやすい在宅サービスが整備されていること」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「認知症について専門知識がある医療機関があること」の割合が 49.4%、「介護者が相談できる場所があること」の割合が 44.5%となっています。

回答者数 = 1,252



3 基本的方向

(1) 基本方針

国の大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこと、基本計画では、認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすること、認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合って生きることができるようにすることなどが示されています。

本計画の「基本的方向」や「基本的な施策」にもそれらの趣旨を盛り込むとともに、「基本施策」を柱として総合的な認知症対策を推進していきます。

(2) 基本的方向

基本的な方向は、大綱の「共生」と「予防」の考え方、基本計画の認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにするなど、基本法の基本理念に沿って、認知症及び認知症の人に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族が安心して日常生活を営むことができる、やさしい地域を目指して、次のとおり基本的な考え方として定めます。

4 基本的な施策

基本施策1 認知症への理解促進と共生社会の実現

【本人・家族の声】

- ・約束事を忘れることがあります。メモやカレンダーに予定を書き込んでも忘れてしまいます。約束をしたことは家族にも伝え、約束を忘れないよう工夫をしています。
- ・若いときから続けている大好きなスポーツは、今でも昔の仲間と続けています。
- ・家族は自分のこと（本人のこと）を理解してくれ、いろいろ助けてくれるのでありがたい。
- ・家族が認知症を理解し、やさしくしてくれる。
- ・自分は仲間に認知症と伝えれた。出かけるときも気にかけてくれるので迷子にならずに済んでいる。
- ・お買い物が好き。お金を使いすぎないように後見人の方と相談して、お買い物を楽しんでいます。

1-1 認知症の理解と知識の普及

認知症への正しい理解を市民一人ひとりの「自分事」として広め、地域全体で見守り、支え合える環境づくりを推進します。認知症への理解を深めるため、普及啓発イベントを実施し、認知症サポーター養成や認知症カフェの啓発に取り組みます。

主な取組

1 認知症啓発イベント おれんじフェスティバル

2 認知症サポーター養成（一般、企業、小学校）

3 認知症カフェ

4 認知症安心ガイド

5 もの忘れセルフチェック表

6 市内開催イベントへの参加による啓発

1-2 新しい認知症観の普及と本人発信の支援

認知症への理解を深め、本人の意思が尊重される共生社会を実現するため、普及啓発イベントや講演会、サポーター養成、認知症カフェ等の場を通じて「認知症とともに生きる希望宣言」の普及や本人発信の支援に取り組みます。

主な取組

- 1 おたがいさまねっと講演会
- 2 認知症啓発イベント おれんじフェスティバル
- 3 認知症サポーター養成講座（一般、企業、小学校）
- 4 認知症カフェ
- 5 本人ミーティング
- 6 「認知症とともに生きる希望宣言」の普及

1-3 認知症バリアフリーの推進

認知症へのバリアフリー化を推進し、誰もが外出しやすく自分らしく過ごせる環境を整えるため、認知症カフェやONEアクション研修、Sアラートの普及啓発に取り組みます。

主な取組

- 1 認知症カフェ
- 2 ONEアクション研修
- 3 北名古屋市Sアラートの普及啓発
- 4 おれんじスペース
- 5 認知症サポーター養成講座

基本施策2 認知症の人と家族を支える地域づくりと社会参加への推進

【本人・家族の声】

- ・信頼できる支援者（伴走者）の方がいるので挑戦してみようという気持ちになれる。
- ・認知症のことを隠さずに近所の人に話したら、周りの人が気にしてくれるようになった。
- ・成年後見制度を利用し、後見人がついたことで金銭管理やもしもの時に安心できるようになった。
- ・認知症カフェや仲間と切り絵に参加したりしている。
- ・認知症予防で始めたカラオケを、今年はイベントに参加して大勢の前で歌うことになった。
- ・認知症カフェで気兼ねなく話せるのがいい。

2-1 認知症の人への支援における連携の推進と認知症の人の社会参加機会の確保

認知症の人が社会の一員として活動し続けられる環境を整えるため、本人ミーティングや認知症カフェ、チームオレンジの活動を通じて、多様な主体との連携を強化し、当事者の意思を尊重した社会参加の機会確保に取り組みます。

主な取組

1 認知症の人への支援における連携の体制づくり

2 社会参加の機会の創出

3 本人ミーティング

4 認知症カフェ

5 チームオレンジ

6 若年性認知症コーディネーターとの連携

2-2 若年性認知症の人等への支援

若年性認知症特有の課題に応じた適切な支援体制を確立するため、専門のコーディネーターと連携し、就労支援や社会参加、本人と家族の生活の質の維持に向けた切れ目のない相談・サポート体制の充実に取り組みます。

主な取組

1 認知症安心ガイド

2 若年性認知症コーディネーターとの連携

3 ONEアクション研修

2-3 認知症の人と家族等に対する支援

認知症の人と家族が地域で安心して生活を継続できるよう、おれんじスペースの登録推進や、事前登録制度や個人賠償責任保険事業の運用により、安全確保と家族の負担軽減に取り組みます。

主な取組

1 おれんじスペース登録

2 徘徊高齢者等事前登録制度

3 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

2-4 支援体制の構築（地域づくりとネットワークの強化）

誰もが地域で孤立せず、権利を守られながら安全に暮らせる体制を構築するため、重層的な支援や権利擁護、住宅・避難支援の充実に加え、見守り協定や研修を通じた地域ネットワークの強化と居場所づくりに取り組みます。

主な取組

- 1 重層的支援体制整備の充実
- 2 エンディングノートの活用
- 3 権利擁護事業の推進
- 4 避難行動要支援者名簿制度（社会福祉課）
- 5 福祉避難所の運営
- 6 見守り協定
- 7 ONE アクション研修
- 8 おれんじスペース

2-5 認知症の人の意思決定支援

認知症の人が自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを継続できるよう、認知症カフェや本人ミーティングを通じた対話の場を確保するとともに、意思表示と適切な支援を繋ぐ体制整備に取り組みます。

主な取組

- 1 認知症カフェ
- 2 本人ミーティング
- 3 認知症安心ガイドの普及
- 4 もしものときのハンカチ
- 5 チームおれんじ

2-6 認知症の人の権利利益の保護

認知症の人が不当な権利侵害や経済的被害を受けることなく、安全に自分らしく暮らせる権利を守るため、関係機関による権利擁護ネットワークの構築や虐待防止対策を強化し、成年後見制度の利用支援や専門職への啓発、消費被害防止に向けた情報発信に取り組みます。

主な取組

- 1 消費生活センターとの連携
- 2 セミナーによる情報発信
- 3 防災アプリ「北名古屋市Sアラート」による啓発
- 4 虐待の防止支援、研修会の実施
- 5 高齢者虐待防止対策協議会の開催
- 6 地域包括ケア研修会による専門職への啓発
- 7 権利擁護センターとの連携
- 8 権利擁護ネットワーク会議
- 9 権利擁護ケース検討会議

基本施策3 切れ目のない医療・介護・相談支援体制の整備

【本人・家族の声】

- ・定期的に専門医に診てもらい、内服薬を服用している。薬は家族が管理してくれる。
- ・自分は地域包括支援センターで相談することができたが、相談ができず苦勞している人がある。どこで相談すると良いか、認知症について相談できる風土ができるといいと思う。

3-1 切れ目のない保健医療福祉サービスの提供

認知症の発症前後から生活のあらゆる段階において、適切な支援が迅速かつ円滑に提供される体制を整えるため、初期集中支援チームや各専門職会議を通じた多職種連携を強化するとともに、本人や家族の声を反映した実効性の高い切れ目のない保健医療福祉サービスの提供に取り組めます。

主な取組

- 1 専門職との連携（在宅医療連携協議会 地域ケア会議等）
- 2 認知症疾患医療連携協議会、認知症初期集中支援チーム会議
- 3 認知症初期集中支援チームの設置
- 4 グループホーム、施設職員との連携
- 5 認知症地域支援推進員との連携
- 6 本人、家族からの意見、声をひろい施策への反映を推進
- 7 若年性認知症コーディネーターとの連携
- 8 補聴器購入助成事業

3-2 人材の確保、養成、資質向上

地域において認知症の人を支える人材を層厚く確保し、その専門性や対応力を向上させるため、市民向けのサポーター養成や講演会を通じた意識啓発を図るとともに、地域支援推進員やキャラバン・メイトといった専門的役割を担う人材の育成・資質向上に取り組みます。

主な取組

- 1 おたがいさまねっと講演会
- 2 認知症サポーター養成講座（小学生、一般市民、企業等）
- 3 認知症地域支援推進員、キャラバンメイトの育成
- 4 ONEアクション

3-3 相談体制の整備

認知症の人や家族が抱える悩みや課題を早期に解消し、地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括支援センターや専門医療機関等との強固な連携体制を整備するとともに、介護者同士の交流支援やあんしんガイドの活用を通じた、身近で包括的な相談体制の構築に取り組めます。

主な取組

- 1 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業
- 2 グループホーム連絡会議支援
- 3 認知症疾患医療センターとの連携
- 4 情報共有システム レインボーネットの活用
- 5 認知症地域支援推進員との連携
- 6 介護者の輪・認知症カフェ

基本施策4 認知症予防と早期発見・早期支援の推進

【本人・家族の声】

- ・ 認知症カフェに参加していろいろ話をしている時間が楽しい。
- ・ 地域包括支援センターで実施しているイベントなので安心して参加している。

4-1 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進

認知症の発症や進行を遅らせ、健やかな生活習慣を地域に定着させるため、通いの場でのフレイル予防や健康づくりリーダーと連携した出前講座を推進するとともに、回想法やコグニサイズなど、多様な予防の選択肢に関する普及啓発と地域活動の充実に取り組みます。

主な取組

1 通いの場でのフレイル予防の啓発

2 高齢者の介護予防と保険事業の一体的実施による出前講座

3 健康づくりリーダーとの連携

4 回想法スクール

4-2 早期発見のための連携体制強化

認知症の予兆を早期に捉え、適切な医療・支援へと迅速に繋げる体制を確立するため、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターの専門的な連携を軸に、地域住民や身近な医療機関等とのネットワークを強化し、早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の構築に取り組みます。

主な取組

1 地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携

2 もの忘れセルフチェック表等の利活用

3 もの忘れ相談医の周知

第6章 計画対象者数の予測

第7章 介護保険サービス等給付の見込みと介護保険料の設定

第8章 介護給付適正化計画

第9章 計画の推進にあたって

資料編

北名古屋市
高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画

発行年月 令和9年3月
発 行 愛知県北名古屋市
編 集 北名古屋市 福祉こども部 高齢福祉課

〒481-8501
愛知県北名古屋市熊之庄御櫛60番地（東庁舎）
電 話：0568-22-1111（代表）
FAX：0568-26-4477